

宇治市第5次行政改革 実施計画

平成20年5月

宇 治 市

目次

1. 市民サービスの充実	
(1) 市民サービスの改善・検討	
小中一貫教育の推進と学校規模適正化	1
保育事業の充実	3
就学前教育の検討	5
消防・救急・救助業務広域化の検討	7
窓口サービスの充実	9
(2) 電子自治体の推進	
電子自治体の推進	11
電子投票システムの研究	13
(3) 情報公開・提供と個人情報保護	
審議会等の公開	15
広報活動の充実	17
ホームページの充実	19
個人情報保護の徹底	21
2. 組織の効率化と活性化	
(1) 人材育成の充実	
人材育成の推進	23
人事考課制度の充実	25
目標管理制度の充実	27
女性職員の積極的登用	29
(2) 組織・機構の活性化	
組織・機構の見直し	31
審議会等の見直し	33
(3) 定員管理の適正化	
定員管理の適正化	35
(4) 給与の適正化	
給与の適正化	37
時間外勤務の抑制	39
振替・代休制度の活用促進	41
3. 効率的で効果的な行財政運営	
(1) 歳入の確保	
市税徴収率の向上	43
各種料金収納率の向上(保育料)	45
各種料金収納率の向上(国民健康保険料)	47
各種料金収納率の向上(介護保険料)	49
各種料金収納率の向上(上下水道料金)	51
公金収納窓口の見直し	53
使用料・手数料等の見直し	55
遊休市有地の有効活用	57
有料広告事業等の推進	59

(2) 計画的な事業推進と簡素・合理化	
公会計改革への対応	61
新政策評価システムの構築	63
補助金等の見直し	65
下水道事業の水洗化普及促進	67
各種申請書類の簡素・合理化	69
庁内事務文書の簡素・合理化	71
職員応援体制の活用促進	73
ごみ減量化の推進	75
集会所再生プランの策定	77
(3) 公共工事コストの縮減	
公共工事コストの縮減	79
入札制度の適正化	81
入札・契約のIT化の推進	83
(4) 外郭団体の健全経営	
土地開発公社の経営健全化	85
公社等の経営健全化	87
4. 民間活力の活用	
(1) 民間委託等の推進	
保育所の民営化	89
学校給食調理業務の民間委託化	91
可燃ごみ収集・運搬業務の民間委託化	93
各種スポーツ教室・大会の委託化・補助事業化	95
放課後児童健全育成事業の推進	97
各種団体等の事務局の移管	99
(2) 指定管理者制度等の拡充	
指定管理者制度の拡充	101
PFIの活用検討	103
(3) 市民・NPO等との協働	
パブリックコメントの活用促進	105
市民・NPO等と行政との協働の推進	107
参考資料	
数値目標一覧	109
効果額一覧	111

第 5 次行政改革実施計画

1.市民サービスの充実

(1) 市民サービスの改善・検討

体系番号	1 - (1) -
項目番号	1
担当課	教育部教育改革推進課

項目名	小中一貫教育の推進と学校規模適正化	
現状と課題	<p>本市の小中学校の児童生徒数は、昭和59年度の26,458人をピークにその後減少し、現在はピーク時の約6割程度になっている。総数としては減少傾向にあるものの、東部地域では大規模な住宅開発が行われており、児童生徒数が増加傾向を示す学校がある。一方、西部や南部地域では複数の学年で単学級の発生が見込まれる学校があるなど、地域によってばらつきが見られる。単学級では、クラス替えがないために友人関係の固定化や、学級間の交流がないことから刺激が乏しく、向上しようとする意欲やたくましさを育てる上で課題となっている。</p> <p>また、小学校の卒業生が二つの中学校に分かれて進学する、分散進学となる小学校が5校ある。分散進学があると、小中学校が連携を図り、一体的な教育活動を進める上で困難な面が見られている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、平成19年11月に「宇治市小中一貫教育と学校規模等適正化の方向 - NEXUSプラン - 」を策定した。また、平成20年2月には具体的なプランの進め方を示した「第1次NEXUSプラン実施方針」を策定した。今後は、保護者や地域の理解を得ながら、この計画に基づいた取り組みを進めていく必要がある。</p>	
取組内容	<p>「第1次NEXUSプラン実施方針」に基づき、小中一貫教育を中核に据えた教育システムの構築や学校規模・配置の適正化、学校施設の整備を総合的に進める。</p>	
部門別計画等	<p>計画名称 策定時期 計画期間 計画概要</p>	<p>第1次NEXUSプラン実施方針 平成20年2月 小中一貫教育、小中一貫校、学校規模適正化の実現に向けた計画</p>
平成20年度 の取組内容	<p>「第1次NEXUSプラン実施方針」に基づき、平成24年度の小中一貫教育全面実施に向けて研究を進めるとともに、宇治小学校での小中一貫校整備の基本設計に取り組む。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	研究基本設計	研究実施設計	研究工事	試行実施工事	本格実施開校
	変更後					
	実績					
	備考	上段：小中一貫教育 下段：小中一貫校				
数値目標	指標	上段：小中一貫教育研究グループ数 中段：小中一貫教育実施ユニット数 下段：小中一貫校実施校数				
	選定理由	第1次NEXUSプラン実施方針では、小中一貫校と小中一貫教育の実施を目標としているため。				
	当初	2グループ - -	2グループ 8ユニット -	2グループ 8ユニット -	1グループ 9ユニット -	- 9ユニット 一貫校1校
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
目標達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第 5 次行政改革実施計画

1.市民サービスの充実

(1) 市民サービスの改善・検討

体系番号	1 - (1) -
項目番号	2
担当課	保健福祉部子育て支援室保育課

項目名	保育事業の充実	
現状と課題	<p>市内には公立保育所8園、民間保育園14園がある。子育て支援、就労支援を進めるため、様々な保育事業を展開しており、今後も充実させていく必要がある。</p> <p>保育所における喫緊の課題は、保育所へ入所ができない待機児童の解消にある。これまで公立保育所・民間保育園とも定員の拡大を図っているが、毎年4月1日現在で待機児童が40名前後発生している。平成14年度から平成19年度までの間に、公立保育所・民間保育園を合わせ、総定員は2,730名から3,076名と346名の定員枠の拡大を行ってきたが、これを上回って保育需要が拡大している。</p> <p>また、様々な保育事業に取り組んできており、保護者の事情等により早朝や夜間に保育を行う延長保育については、市内の全保育所で実施されている。開所時間の短い園で7:30～18:30までの11時間保育、長い園で7:00～22:00までの15時間保育を行っている。生後6ヵ月児から保育を行う乳児保育については、市内の全保育所で実施している。(本市では5ヵ月児から全保育所で可能) また、生後2ヵ月児からの産明け保育については、公立8園、民間8園で実施されている。保育に欠ける障害児で、集団保育が可能な児童については障害児保育を行っており、障害の度合いによって児童1～3名に対して1名の加配保育士を配置している。その他、保育所に入所していない就学前児童が、一時的に育児が困難な場合は、一時保育を行っており、民間6園で実施している。</p>	
取組内容	<p>喫緊の課題である待機児童の解消に努めるとともに、延長保育や一時保育など保護者のニーズに応じた保育事業の拡大を図る。</p>	
部門別計画等	計画名称	
	策定時期	
	計画期間	
	計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>北小倉こひつじ保育園で20名の定員増、南浦保育園の分園の開所により30名の定員増を図るとともに、三室戸保育園の分園において一時保育を、登り保育園、北小倉こひつじ保育園では病児・病後児保育を開始する。また、平成21年度以降の定員増等に向けて各保育所との調整を図る。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	定員拡大	定員拡大	定員拡大	定員拡大	定員拡大
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標	公立保育所・民間保育園所の4月1日現在の定員総数 ()内は定員増加数				
	選定理由	待機児童対策として定員の拡大を実施しているため。				
	当初	3,126名 (50名)	3,166名 (40名)	3,206名 (40名)	3,246名 (40名)	3,286名 (40名)
	変更後					
	実績					
備考	今後の拡大を40名程度と見込んだ。					
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

1.市民サービスの充実

(1)市民サービスの改善・検討

体系番号	1 - (1) -
項目番号	3
担当課	教育部学校教育課 健康福祉部子育て支援室保育課

項目名	就学前教育の検討	
現状と課題	<p>本市には、公立4園、私立9園の幼稚園と公立8園、民間14園の保育所がある。平成19年4月1日現在で3・4・5歳児は全体で5,562人となっており、公立幼稚園には338人、6.1%、私立幼稚園には2,561人、46.0%、公立保育所には674人、12.1%、民間保育園には1,252人、22.5%が通っており、737人、13.3%がそれ以外となっている。</p> <p>保育所では公民を問わず定員を越えて毎年待機児童が発生している状況にあるが、幼稚園については毎年入園者が定員に達せず、平成19年度では公立で65.0%、私立で80.4%の入園率となっている。</p> <p>このような状況を踏まえ、国においても就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して保育サービスを提供する新たな枠組みとして、幼稚園と保育所を連携させた認定こども園制度が創設されている。</p> <p>本市においても、こうした制度の活用や幼稚園と保育所との連携、公立幼稚園と私立幼稚園との役割等について検討を進めていく必要がある。</p>	
取組内容	<p>認定こども園制度をはじめとする幼稚園と保育所との連携、公立幼稚園と私立幼稚園の役割分担や適正規模など、今後の就学前教育のあり方について総合的な検討を行う。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>有識者等で構成される就学前教育のあり方検討委員会において、幼稚園と保育所との連携、公立幼稚園と私立幼稚園の役割分担や適正規模などについて検討を進める。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	検討	提言・方針決定	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考	平成22年度以降は方針決定後に取組目標を決定する。				
数値目標	指標					
	選定理由					
	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第 5 次行政改革実施計画

1.市民サービスの充実

(1) 市民サービスの改善・検討

体系番号	1 - (1) -
項目番号	4
担当課	消防本部消防総務課

項目名	消防・救急・救助業務広域化の検討	
現状と課題	<p>今日の消防（消防・救急・救助）業務は、災害の多様化及び大規模化、また、都市構造の複雑化等により、業務内容が専門化しており、高度な消防サービスを提供するために、組織体制や施設、資機材等の充実強化を図り、住民の期待と信頼に応えうる消防体制を確立する必要がある。</p> <p>このような中、平成18年6月に消防体制の広域化に向けた消防組織法の改正が行われ、同年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が策定された。この指針に基づき、都道府県は平成19年度中に「消防広域化推進計画」を策定し、平成24年度までに広域化を実現することとされた。計画策定にあたっては、地域の事情を十分に配慮して検討することとされているため、京都府下の各市町村においても広域化が可能かどうか調査・研究を行っているところである。</p> <p>また、平成15年10月の電波法関係審査基準の改正により、平成28年5月末までに消防救急無線のデジタル化を実施する必要があることから、平成19年6月に京都府において「消防救急無線広域化・共同化等整備基本計画」が策定された。今後は消防無線のデジタル化に向け、本計画に基づき取り組みを進めていく必要がある。</p>	
取組内容	<p>平成19年度中に京都府で策定される「(仮)京都府消防広域化推進計画」に基づき、市町村消防の広域化、指令業務の共同運用についての検討を行なうとともに、京都府で策定された「消防救急無線広域化・共同化等整備基本計画」に基づき、消防無線のデジタル化に向けた広域的な取り組みを進めていく。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>京都府が策定する「(仮)京都府消防広域化推進計画」に基づき、消防の広域化に向けた調査・検討を進めるとともに、「消防救急無線広域化・共同化等整備基本計画」に基づき、消防無線のデジタル化を広域的に進めていく組織を設立し、今後の進め方について検討を行う。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	調査・検討 組織設立	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考	上段：広域化は「(仮)京都府消防広域化推進計画」に基づき今後の取組目標を決定する。 下段：デジタル化は平成20年度に設立する組織で今後の取組目標を決定する。				
数値目標	指標					
	選定理由					
	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

1.市民サービスの充実

(1)市民サービスの改善・検討

体系番号	1 - (1) -
項目番号	5
担当課	市民環境部市民課

項目名	窓口サービスの充実	
現状と課題	<p>本市の窓口サービスの状況は、本庁における対応のほか、市役所から遠隔地の市民サービスのため市内6カ所（木幡、小倉、南宇治、槇島、東宇治、開）に行政サービスコーナーを設置し、住民票や印鑑証明、戸籍等のほか税関係の諸証明を発行している。また、印鑑証明及び住民票については、土・日曜日・祝日にも電話予約により市役所警備員室で証明書を交付するサービスも行っている。</p> <p>平成18年度の諸証明発行件数は、全体で211,559件（住民票等175,593件、税証明等35,966件）のうち行政サービスコーナーでの発行は66,347件（住民票等60,582件、税証明等5,765件）31.4%、電話予約によるものは336件（住民票等のみ）0.2%であった。</p> <p>他市町では、証明書発行コーナー等において土・日曜日における証明書の発行や平日の夜などに窓口開設時間の延長を行っているところもある。</p> <p>今後は窓口開設時間中にサービスを利用できない市民に対し、どのような内容のサービスをどのような形で提供するのか、多様化する市民ニーズへの対応が課題となっている。</p>	
取組内容	<p>市民の利便性の向上を図るため、窓口開設時間の延長や土・日曜日の開設の検討、また、他市における窓口サービスの状況等を調査・研究し、どのような内容のサービスをどのような形で提供すべきかについて検討を進める。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>時間延長や土・日曜日に窓口を開設している他市の実情（取扱内容、実施体制等の詳細）について調査・研究する。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	調査・研究	検討・方針決定	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考	平成22年度以降は方針決定後に取組目標を決定する。				
数値目標	指標					
	選定理由					
	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第 5 次行政改革実施計画

1.市民サービスの充実

(2) 電子自治体の推進

体系番号	1 - (2) -
項目番号	6
担当課	総務部 I T 推進課

項目名	電子自治体の推進	
現状と課題	<p>電子自治体への取り組みは、国で策定された「e-Japan重点計画2002」や「e-Japan戦略」に基づいて進められている。その中では、行政事務の効率化、共同アウトソーシングによる経費見直し、IT産業振興などが挙げられているが、最大の目的は住民の利便性の向上にある。</p> <p>具体的には、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）の構築をはじめ、住基カードの利用、公的個人認証の発行、そしてこれらを基盤とした電子申請による各種行政サービスの提供であり、自宅からインターネットを活用し申請・届出等を可能にしようとするものである。</p> <p>共同アウトソーシングについては、全国的に都道府県・市町村が共同でシステム開発を行い、具体的なサービスの担い手である市町村がそのシステムを利用する方法が主流となっている。京都府においても、京都府及び府下26市町村が参加している京都府・市町村共同開発システム事業が進められている。本事業の取り組みにより、平成19年度中には、スポーツ施設の予約システムやGISの稼働が予定されており、平成20年度には、国民健康保険システム、住民基本台帳システムのほか市民税システムなどの稼働が予定されている。</p> <p>また、インターネットを活用した申請・届出等については、今後も実現の可能性や費用対効果等について具体的に検討を進めていく必要がある。</p>	
取組内容	<p>電子自治体推進に向け、京都府・市町村共同開発システム事業の取り組みを進めていくとともに、インターネットを活用した申請・届出等についての検討を進める。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>京都府・市町村共同開発システム事業の取り組みを進め、国民健康保険システム(1本)、税情報系システム(5本)、住民情報系システム(6本)、国民年金システム(1本)の稼働を行う。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	共同化システム運用	共同化システム開発	共同化システム運用	検討	方針決定
	変更後					
	実績					
	備考	平成23・24年度はインターネットを活用した申請・届出の検討・方針決定。				
数値目標	指標	京都府・市町村共同開発システム事業で運用開始されたシステム本数				
	選定理由	京都府・市町村共同開発システム事業の進捗状況の把握が可能のため。				
	当初	13本	-	9本	-	-
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第 5 次行政改革実施計画

1.市民サービスの充実

(2) 電子自治体の推進

体系番号	1 - (2) -
項目番号	7
担当課	選挙管理委員会事務局

項目名	電子投票システムの研究	
現状と課題	<p>平成14年2月1日に「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機*を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」が施行され、地方公共団体においては、条例を制定することによって電子投票を行うことが可能となった。平成19年8月現在では、全国で10団体、16回の電子投票が実施されている。</p> <p>電子投票のメリットは、紙による投票の場合に生じていた疑問票や無効票がなくなり、集計作業や開票作業の大幅な迅速化が図られることになる等が挙げられる。</p> <p>デメリットとしては、機器の調達や投・開票の際の機器のサポート等に多額の経費を要すること、電子投票システムの信頼性に不安を残していること、多数の機器の収納管理をどうするのかといったことなど多くの課題を有している。また、電子投票が行われる場合であっても不在者投票等、紙による投票は実施しなければならず、総合的に費用対効果の十分な分析・検討が必要である。</p> <p>*電磁的記録式投票機とは、電子機器を活用して投票を行うものであり、投票機の画面上の候補者名を触って選択するタッチパネル方式、候補者名の番号を入力して選択するテンキー方式などがある。</p>	
取組内容	他団体における導入の動向を注視していくとともに、費用対効果やシステムの信頼性等についての調査・研究を行い、導入について検討する。	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成20年度の取組内容	電子投票システムを導入している団体を含め、導入のメリット・デメリットや想定される課題等への対応について調査・研究、情報収集を行う。	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	調査・研究	調査・研究	検討・方針決定	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

1.市民サービスの充実

(3) 情報公開・提供と個人情報保護

体系番号	1 - (3) -
項目番号	8
担当課	市長公室広報課

項目名	審議会等の公開	
現状と課題	<p>市民への市政情報の提供は、情報公開条例の目的を達成する上で、公文書の公開と並んで重要な役割を果たすものである。なかでも、重要な政策・方針等の立案の際に設置される審議会等は行政の政策形成過程の中でも重要な位置を占めており、審議会等での審議内容について、積極的な情報提供を進めていく必要がある。</p> <p>本市には、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関のほか、要綱等により設置されている附属機関に準ずる機能を有した協議会等を合わせ、平成19年12月末現在、65の審議会等が設置されている。その中で、会議と会議録の両方を公開しているのは、総合計画審議会や環境保全審議会など21機関あり、会議のみ公開しているものは、地域福祉推進委員会など5機関、会議録のみ公開しているものが、入札監視委員会など7機関となっている。このように、何らかの形で公開を実施している審議会等は33機関で近年増加の傾向にはあるものの、全体としては50.8%に留まっている。</p> <p>そこで、各審議会等の独立性、自律性を尊重しつつも「審議会等については原則公開とし、非公開の場合はその理由を明確に示さなければならない」との基本原則を柱とした「審議会等の会議の公開に関する指針」を策定した。今後はこの指針に基づき、審議会等の会議及び会議録の公開を拡充していく必要がある。</p>	
取組内容	<p>「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、各審議会等の独立性、自律性を尊重しつつも「審議会等については原則公開とし、非公開の場合はその理由を明確に示さなければならない」との基本原則を柱として審議会等の会議及び会議録の公開を拡充していくことにより、市民への積極的な情報提供に努める。</p>	
部門別計画等	<p>計画名称 策定時期 計画期間 計画概要</p>	<p>審議会等の会議の公開に関する指針 平成20年2月 審議会等の原則公開を進め、会議・会議録の公開を推進</p>
平成20年度の取組内容	<p>各審議会等において公開・非公開の考え方、根拠について整理を行うとともに、傍聴規程等の整備を行う。また、公開指針の運用状況について公表を行う。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	公開拡充	公開拡充	公開拡充	公開拡充	公開拡充
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標	審議会等の公開実施率 (会議又は会議録の公開を実施する審議会等の数/公開が可能な審議会等の数)				
	選定理由	審議会等の公開指針の実施状況を経年的に測定する指標とし、会議又は会議録の公開を実施する審議会等の割合が適切と考えられるため。				
	当初	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	変更後					
	実績					
	備考					
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第 5 次行政改革実施計画

1.市民サービスの充実

(3) 情報公開・提供と個人情報保護

体系番号	1 - (3) -
項目番号	9
担当課	市長公室広報課

項目名	広報活動の充実	
現状と課題	<p>本市の広報活動の取り組みは、市政だより、市民カレンダーなど紙媒体によるもの、FMうじ、KBS京都で放送される「さわやか宇治」など電波媒体によるもの、インターネットを活用したホームページ、その他、市内に210基ある広報板や市紹介ビデオの貸し出しなどにより行っている。</p> <p>これまでの取り組みについての総括を行い、他市における状況等を踏まえ、より効率的で効果的な広報のあり方について検討していく必要がある。</p> <p>中でも、市政だよりは、新聞折込み・希望者への郵送・公共施設への配置によってほぼ市内の全世帯に配布できており、最も有効な広報手段の一つと考えている。</p> <p>市政だよりには、市の情報だけでなく、国や京都府の情報、各種市民団体の活動情報などできるだけ多くの情報を掲載するように努めているが、掲載できない記事があるほか、記事が詰まりすぎて読みづらい紙面となるなど課題も生じている。その他、有料広告を市政だよりも掲載することが検討課題となっているため、ゆとりのある読みやすい紙面にするとともに広告料収入も確保できる紙面改革を検討する必要がある。</p>	
取組内容	<p>これまでの広報活動のあり方について総括を行うとともに、効率的で効果的な広報のあり方の検討を行い、市政だよりについては、より読みやすい紙面となるよう紙面改革を実施する。</p>	
部門別計画等	計画名称	
	策定時期	
	計画期間	
	計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>これまでの広報活動のあり方を総括するとともに、他市の状況を調査するなど今後の広報戦略について研究を行う。また、市政だよりの紙面改革に向けた検討を行う。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	研究・検討	紙面改革実施	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第 5 次行政改革実施計画

1.市民サービスの充実

(3) 情報公開・提供と個人情報保護

体系番号	1 - (3) -
項目番号	10
担当課	市長公室広報課

項目名	ホームページの充実	
現状と課題	<p>平成11年度に開設した本市のホームページは、より利用しやすいものとなるよう、平成14年度と平成17年度に全面改訂を行った。平成17年度の改訂時には、新たに携帯電話向けホームページを開設するなど情報提供の拡充を図った。また平成19年6月からは、ホームページバナー広告の掲載を開始するなど、新たな財源の確保についても取り組みを進めている。</p> <p>本市のホームページでは、情報の登録・更新・削除を広報課が集中して行うという方式は採用せず、各事業を行っている担当課が掲載情報の管理を行うという方式を採用している。この方式では、多くの情報が各課から掲載されるという利点はあるものの、表現や内容に統一感がなくなるという欠点があるほか、担当課任せであるため情報をタイムリーに掲載しない、または、削除しないままとなることも一部で発生している。</p> <p>そのため、タイムリーな記事の掲載とホームページ全体の把握・調整・統一などが必要である。</p> <p>参考：平成19年9月末現在の掲載状況 情報登録件数：71課・471件 申請書等のダウンロード可能件数：31課・482種類</p>	
取組内容	<p>より利用しやすいホームページとなるよう、情報の増加や時機を得た情報掲載、分かりやすい情報分類など更なる改善を行うとともに、内容や表現方法等についても、全市的に統一が図れるよう掲載基準を調整する。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定期間 計画期間 計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>定期的にホームページ情報の確認を行い、掲載内容や表現方法等について、各課に指導・助言を行うとともに、情報掲載を促進する。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	掲載情報拡充	掲載情報拡充	掲載情報拡充	掲載情報拡充	掲載情報拡充
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標	各課の情報登録件数（コンテンツ数）				
	選定理由	利用しやすいホームページであるためには、まず情報量が多いことが必要であるため。				
	当初	480件	490件	500件	510件	520件
	変更後					
	実績					
備考	10件ずつ増加させる事を目標とした。					
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第 5 次行政改革実施計画

1.市民サービスの充実

(3) 情報公開・提供と個人情報保護

体系番号	1 - (3) -
項目番号	1 1
担当課	市長公室広報課

項目名	個人情報保護の徹底	
現状と課題	<p>本市の個人情報保護条例は平成11年4月に施行され、その後、平成15年8月には、個人情報保護の仕組みを強化する条例改正を行った。国においても「個人情報の保護に関する法律」が施行される等、個人情報保護制度を取り巻く社会情勢は大きく変化してきたことから、平成18年2月に宇治市個人情報保護審議会に個人情報保護制度の見直しについて諮問を行い、同年12月に答申を受けた。この答申に基づき平成19年3月に条例改正を行った。この改正条例では、従来の制度に加え、個人情報の利用目的を明示する義務を明記し、また、個人情報保護審議会の権限を明確にするなど、より充実した個人情報保護制度を確立するもので、これに基づき更に厳正な個人情報の取扱いが求められている。</p> <p>一方、この間、個人情報の流出など憂慮される事態が続いていることから、職員の自覚と意識改革を図るため、個人情報保護マニュアルを作成するとともに、全職員を対象とした研修を行うなどの対策を講じてきている。</p>	
取組内容	<p>個人情報保護マニュアルに沿って事務手続きの見直しを行うとともに、全職員に個人情報保護の重要性についての意識改革とその取扱いについての徹底を図る。</p>	
部門別計画等	計画名称	
	策定時期	
	計画期間	
	計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>個人情報流出事案の根絶を図るため、各所属ごとでの個人情報保護をテーマとした職場会議を開催する。また、引き続き個人情報保護研修を実施し、全庁的な意識改革の徹底を図る。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	個人情報保護対策実施	個人情報保護対策実施	個人情報保護対策実施	個人情報保護対策実施	個人情報保護対策実施
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標	個人情報保護をテーマにした職場会議の開催実施率（実施所属数/全所属数）				
	選定理由	各課における個別・具体的なケースでの個人情報の取扱い方法の決定やルール化などは、各職場での議論により実現できるものであるため。				
	当初	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

2. 組織の効率化と活性化

(1) 人材育成の充実

体系番号	2 - (1) -
項目番号	1 2
担当課	市長公室人事課

項目名	人材育成の推進	
現状と課題	<p>本市では団塊世代の職員が多数を占めているため、これからの数年で多くの職員が退職を迎えることになる。このため、これらベテラン職員が長い行政経験の中で培ってきた知恵や知識を次世代に引き継いでいくとともに、地方分権時代に対応できる優れた能力と意欲をもった職員を育てるため、平成16年3月に宇治市人材育成計画を策定した。</p> <p>本計画に基づき、人事制度の改革、職員研修の改革、職場風土の改革、職員の健康確保対策の推進に取り組んできた。</p> <p>今後さらに具体的に計画を進めていくため、平成20年度から平成22年度までの3カ年を計画期間とした、「(仮)宇治市人材育成計画・実施計画」の策定に取り組んでおり、本計画に基づき、より計画的・効率的に職員一人ひとりの能力開発に取り組むとともに、組織の質的な向上を図っていく必要がある。</p>	
取組内容	<p>「(仮)宇治市人材育成計画・実施計画」を策定し、職員研修等を通じて今後の宇治市を担う人材の育成に努めるとともに、人事制度、職員の意識改革及び職場環境等が相互に連携できる体制づくりを図る。</p>	
部門別計画等	計画名称	宇治市人材育成計画
	策定時期	平成16年3月
	計画期間	平成16年度～平成25年度
	計画概要	チャレンジ(Challenge)、コミュニケーション(Communication)、市民協働(Collaboration)ができる3C職員の育成
平成20年度 の取組内容	<p>「(仮)宇治市人材育成計画・実施計画」に基づき、研修を進め、職員の能力開発に取り組む。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	研修実施	研修実施	研修実施	研修実施	研修実施
	変更後					
	実績					
	備考	平成20年度～平成22年度までは、(仮)宇治市人材育成計画・実施計画に基づき実施する。				
数値目標	指標	研修受講者数				
	選定理由	人材育成の手法の一つに研修制度があり、研修受講者数はその一つの指標指標と考えられるため。				
	当初	延べ1,650名	延べ1,650名	延べ1,650名	延べ1,650名	延べ1,650名
	変更後					
	実績					
備考	これまでの実績等を踏まえ、目標値を設定した。					
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第 5 次行政改革実施計画

2. 組織の効率化と活性化

(1) 人材育成の充実

体系番号	2 - (1) -
項目番号	13
担当課	市長公室人事課

項目名	人事考課制度の充実	
現状と課題	<p>地方公務員法第40条では「任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない」と規定されている。この条文に基づき、本市では平成18年1月から全職員を対象として人事考課を実施している。</p> <p>具体的には、業務遂行に関してみられた職員の能力、態度及び勤務の実績などを的確に把握・評価し、これを職員の能力開発、指導育成、人事配置、昇任選考に反映するなど、人材育成の視点から勤務評定を実施しており、目標管理制度ともリンクさせた運用を行っている。</p> <p>また、本市のこれまでの人事給与制度の全般について、外部の視点から制度全体の方向性やあり方について議論するため、人事給与制度検討委員会を設置し、意見を求めるなどの取り組みを行った。</p>	
取組内容	<p>人事給与制度検討委員会等からの意見を踏まえ、多面的評価や給与処遇への反映の検討など、人事考課制度の充実を図るとともに、公平・公正な人事考課制度とするため、考課者研修を実施するなどの取り組みを進めていく。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>人事給与制度検討委員会等からの意見を踏まえ、多面的評価や給与処遇への反映の検討など、人事考課制度の充実を図るとともに、公平・公正な人事考課制度とするため、考課者研修を実施するなどの取り組みを進めていく。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	人事考課実施	人事考課実施	人事考課実施	人事考課実施	人事考課実施
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

2.組織の効率化と活性化

(1)人材育成の充実

体系番号	2 - (1) -
項目番号	14
担当課	市長公室人事課

項目名	目標管理制度の充実	
現状と課題	<p>本市の目標管理制度は、組織方針に沿って組織全体の目標を各所属で共有するとともに、各職員の目標や意見を積み上げることにより所属の目標を設定し、取り組み期間の終期にその目標に対する実績の達成度を評価することを目的とした制度である。</p> <p>本市では、平成16年度から全管理職員を対象に実施されており、具体的な運用としては、各年度4月1日時点で、その年の取り組み目標、難易度、スケジュール等を明らかにし、12月1日時点でその目標に対する業績の達成度の自己評価及び上司である評定者による評価を行っている。</p> <p>本制度の適切な運用により、職員自らが組織目標に沿って明確に職務目標を設定するとともに、職務遂行上の問題点を認識し、目標に向けて自律的に仕事を進め、効率的・効果的な職務遂行を図ることが可能となる。また、目標設定や評価の申告及び面接などを通じて、上司と部下とのコミュニケーションについても活性化を図っている。</p> <p>その他、本制度については人事給与制度の一環として進めていることから、人事給与制度検討委員会の中で、制度の方向性やあり方について意見を求めるなどの取り組みを行った。</p>	
取組内容	<p>人事給与制度検討委員会等からの意見を踏まえ、困難な目標を達成した者をより高く評価する仕組みを検討するなど、目標管理制度を充実させ、適切な制度運用が図れるよう、考課者研修を実施する。</p>	
部門別計画等	計画名称	
	策定時期	
	計画期間	
	計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>人事給与制度検討委員会等からの意見を踏まえ、困難な目標を達成した者をより高く評価する仕組みや対象範囲の拡大を検討するなど、目標管理制度を充実させ、適切な制度運用が図れるよう、考課者研修を実施する。</p>	

第 5 次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	目標管理実施	目標管理実施	目標管理実施	目標管理実施	目標管理実施
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

2.組織の効率化と活性化

(1)人材育成の充実

体系番号	2 - (1) -
項目番号	15
担当課	市長公室人事課

項目名	女性職員の積極的登用	
現状と課題	<p>本市では、平成16年12月に「宇治市男女生き生きまちづくり条例」を制定し、平成18年1月には「宇治市男女共同参画計画（第2次あさぎりプラン）」を策定し、男女共同参画社会の構築に向け取り組みを進めているところである。本計画では、男女共同参画の推進に関する目標として、市の管理監督者（係長級以上の職員）への女性職員の登用率を挙げており、平成22年度時点で登用率15.0%を目標値としている。</p> <p>本市の管理監督者の登用状況は、平成19年度現在で、管理監督者が全体で421名のうち63名、15.0%が女性職員となっており、既に平成22年度の目標が達成されている。しかし、男女共同参画社会の構築を一層推進していくため、また、職員の男女の比率が約7対3となっていることから、年齢構成等を踏まえつつ、更に登用率を高めていく必要がある。</p> <p>その他、女性職員の登用についても、今後の方向性やあり方について意見を求めるため、人事給与制度検討委員会の中で議論を行った。</p>	
取組内容	<p>人事給与制度検討委員会等からの意見を踏まえ、女性職員にこれまで以上に様々な分野の業務を経験させることで能力開発を推進し、多様な分野の役職への登用を推進する。</p>	
部門別計画等	計画名称	宇治市男女共同参画計画（第2次UJIあさぎりプラン）
	策定時期	平成18年1月
	計画期間	平成18年度～平成22年度
	計画概要	真の男女平等と地域に根ざした男女共同参画社会の実現
平成20年度の取組内容	<p>研修等により女性職員の能力、資質の向上を図り、女性職員の幅広い分野への配置、能力に応じた管理監督者への登用を推進する。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	女性職員 登用推進	女性職員 登用推進	女性職員 登用推進	女性職員 登用推進	女性職員 登用推進
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標	管理監督者への女性職員の登用率 (係長級以上の女性職員数/係長以上の職員数)				
	選定理由	宇治市男女共同参画計画に数値目標として採用しているため。				
	当初	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%以上	15.0%以上
	変更後					
	備考	平成22年度までは宇治市男女共同参画計画の目標値と同じとした。平成23年度以降は具体的数値を定めず更に拡充することを目標値とした。				
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

2.組織の効率化と活性化

(2)組織・機構の活性化

体系番号	2 - (2) -
項目番号	16
担当課	政策室

項目名	組織・機構の見直し	
現状と課題	<p>本市の組織・機構については、政策の実現に向けた体制の構築という観点から、毎年4月1日を基準に見直しを実施している。引き続き、社会経済状況の変化や国の制度改正の状況、多様な市民ニーズを的確に捉え、政策目標に基づいた簡素で効率的な組織・機構としていく必要がある。</p> <p>また、行政の事務遂行という観点から、国の省庁に合わせた組織・機構となっており、市民の生活実態と整合が図りづらい、いわゆる縦割りとなっている場合もあるため、市民にもわかりやすい組織・機構へと適宜見直しを図っていく必要がある。</p> <p>平成19年度の組織・機構改革では、教育部門とそれ以外の部門で分離していた営繕部門を一元化したほか、生涯学習部門と生涯スポーツ部門の統合を行い、組織の簡素化を図った。また、同和対策事業等の見直しにより、人権推進室 人権・同和対策課を人権政策室 人権啓発課へと名称の変更を行った。</p>	
取組内容	<p>政策目標に基づいた簡素で効率的な組織・機構の見直しを継続的に行うとともに、部課の名称についても市民にわかりやすい名称となるように見直しを図る。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>平成20年度の組織・機構改革では、小中一貫教育と学校規模適正化を推進するため、教育改革推進課を廃止し、教育改革推進室を新設し、同室内に教育指導課及び小中一貫教育課を設置するとともに、障害福祉業務の整理再編により、障害福祉課を3係体制(庶務企画係、社会参加推進係、自立支援係)とし、職員人事及び研修の連携強化、福利厚生業務の再編により職員厚生課を新設する。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	組織・機構見直し	組織・機構見直し	組織・機構見直し	組織・機構見直し	組織・機構見直し
	変更後					
	実績					
	備考	組織・機構の見直しは、毎年度検討を行い、必要に応じて実施する。				
数値目標	指標					
	選定理由					
	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

2.組織の効率化と活性化

(2)組織・機構の活性化

体系番号	2 - (2) -
項目番号	17
担当課	政策室

項目名	審議会等の見直し	
現状と課題	<p>本市では、様々な分野の方針や方向性を定める際に、行政の見地からだけでなく専門的かつ市民の目線から検討できるよう各種審議会・委員会等を多岐にわたる分野で設置している。</p> <p>これらの中には条例で規定し、市長からの諮問により答申を行うものから、市が検討課題とした議題について議論するものまで形態も様々となっており、平成19年12月現在では、65の審議会・委員会等が設置されている。</p> <p>一旦設置した審議会・委員会等はその条例や規則・規程を廃止しない限り存在するが、検討課題がない場合委員委嘱を行わないケースがあり、審議会・委員会等が存在するのに委員がないという場合も生じている。</p> <p>そのため、行政課題となるものは時々刻々変化している中、時代の要請から設置した審議会・委員会等が現在も有効に機能しているか、その役割は現在も必要かという観点での整理が必要となっている。</p>	
取組内容	<p>審議会・委員会の活動状況を踏まえ、役割を終えたものについては廃止に向けた手続を、また目的が相似しているようなものについては統合を、活動が臨時的なものについては規程等の整理などの対策を講じる。</p>	
部門別計画等	計画名称	
	策定期間	
	計画期間	
	計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>審議会・委員会の活動状況を踏まえ、役割を終えたものについては廃止に向けた手続を、また目的が相似しているようなものについては統合を、活動が臨時的なものについては規程等の整理などの対策に向けた調整を行う。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	調整	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考	平成21年度以降は、調整後に取組目標を決定する。				
数値目標	指標					
	選定理由					
	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

2. 組織の効率化と活性化

(3) 定員管理の適正化

体系番号	2 - (3) -
項目番号	18
担当課	政策室

項目名	定員管理の適正化	
現状と課題	<p>本市では、平成17年2月に「第2次宇治市職員定員管理計画」を策定し、本計画に基づきこれまで定員管理を進めてきた。本計画では、計画期間を平成17年度から平成23年度までの7年間としており、外部委託の推進や指定管理者制度の導入等により、人件費を1割削減することを目標とし、人員数については今後の増員要素を含めて140名の削減を目指した。しかし、いくつかの条件が満たされれば実現可能なものや詳細な検討が必要な部分があったこと、また、平成17・18年度の2カ年については、具体的な削減目標人員数を明らかにしているものの、平成19年度以降についてはその間に削減方法等を検討することとなっているなど、後年度に再検証が必要な計画となっていた。</p> <p>そのため、平成17～19年度に見直しを行い、平成20年2月に「第2次宇治市職員定員管理計画(改訂版)」を策定した。改訂計画では、定員管理にあたっての基本的な考え方を示し、民間活力の導入、嘱託職員・臨時職員の活用、事業の見直しなどにより、増員要素を除いて140名の減員を目指すこととした。</p> <p>参考：定数削減状況 平成17年度：19名削減（減員：35名 増員：16名） 平成18年度：14名削減（減員：26名 増員：12名） 平成19年度：0名削減（減員：8名 増員：8名）</p>	
取組内容	<p>「第2次宇治市定員管理計画(改訂版)」に基づき、民間委託化や嘱託職員の活用などにより人件費の削減を図るとともに、適正な定員管理を行う。</p>	
部門別計画等	<p>計画名称 策定時期 計画期間 計画概要</p>	<p>第2次宇治市定員管理計画(改訂版) 平成20年2月 平成20年度～平成23年度 平成17年度から平成23年度までに、増員要素を除き140名の減員を目指す</p>
平成20年度の取組内容	<p>「第2次宇治市定員管理計画(改訂版)」に基づき、民間委託化や嘱託職員の活用などにより人件費の削減を図るとともに、適正な定員管理を行う。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	定員適正管理	定員適正管理	定員適正管理	定員適正管理	-
	変更後					
	実績					
	備考	第2次宇治市定員管理計画(改訂版)の実施期間に合わせた。				
数値目標	指標	定員減員数(新たな行政需要等による増員数は除く)				
	選定理由	第2次宇治市職員定員管理計画(改訂版)の目標値とした。				
	当初	-	-	-	累計140名	-
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

2. 組織の効率化と活性化

(4) 給与の適正化

体系番号	2 - (4) -
項目番号	19
担当課	市長公室人事課

項目名	給与の適正化	
現状と課題	<p>公務員の給与は、その職務と責任に応じた処遇を目指しつつも、終身雇用を前提とした民間企業の給与制度との均衡を考慮し、年功的な処遇の確保を重視した傾向が強かった。しかし、平成17年に人事院勧告における国家公務員の給与構造について、職務・職責を重視し、実績を的確に反映する給与制度への転換を図るとともに、適正な給与の地域間配分の実現を図ることを目的に約50年ぶりの改革が行われた。</p> <p>この勧告を踏まえ、京都府や近隣市町等の動向を鑑み、本市においても平成19年度からは給与構造改革の見直しを実施するとともに、平成20年度からは地域手当の適正化に向けた取り組みを進めている。</p> <p>また、本市の人事給与制度の全般について、外部からの視点で制度全体の方向性やあり方について議論するため、人事給与制度検討委員会を設置し、意見を求めるなどの取り組みを行った。</p>	
取組内容	<p>人事給与制度検討委員会からの意見等を踏まえ、職務・職責を重視した勤務実績が適切に反映される仕組みを検討するとともに、国、京都府、近隣他都市、類似団体都市及び民間企業等の給与水準との均衡に留意した給与の適正管理を図る。</p>	
部門別計画等	計画名称	
	策定時期	
	計画期間	
	計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>人事給与制度検討委員会からの意見等を踏まえ、職務・職責を重視した勤務実績が適切に反映される仕組みを検討するとともに、国、京都府、近隣他都市、類似団体都市及び民間企業等の給与水準との均衡に留意した給与の適正管理を図る。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	地域手当削減 9% 8%	給与適正化 実施	給与適正化 実施	給与適正化 実施	給与適正化 実施
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	当初	81,000千円	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考	地域手当1%減（9% 8%）に伴う影響額を反映させた。				
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

2.組織の効率化と活性化

(4) 給与の適正化

体系番号	2 - (4) -
項目番号	20
担当課	市長公室人事課

項目名	時間外勤務の抑制	
現状と課題	<p>時間外勤務については、制度改正などによる業務内容の変更や、選挙・イベントなどの臨時的な要因によって大きく左右される傾向にある。直近の状況を見てみると、平成18年度では、総時間数で145,042時間、一人当たりの平均は102時間、時間外勤務手当支給額ベースで345,262千円、一人当たりの平均は242,289円となっている。</p> <p>これまでから総時間外勤務時間数の目標値を137,000時間以内と設定し、年度当初に各課に時間外時間数を配分するとともに、必要に応じ各課ヒアリングを行い、適正に管理されるよう指導を行ってきた。また、水曜日をノー残業デーに設定し、制度的にも時間外勤務を抑制するための対策を講じてきている。</p> <p>その他、特定の職員が突出した時間外勤務を行うなど職員間の不均衡が生じている場合もあるため、各所属長に対しては所属内職員の事務の平準化に努めるよう周知徹底してきているところである。</p> <p>時間外勤務の抑制は、職員の健康管理の上からも適正な執行管理が不可欠である。</p>	
取組内容	<p>今後も各課ヒアリングを実施し、過去の実績や現状を踏まえた時間外勤務時間の配分を行い、水曜日のノー残業デーの徹底を図るなど、時間外勤務の抑制に努める。</p>	
部門別計画等	計画名称	
	策定時期	
	計画期間	
	計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>各課ヒアリングを実施し、過去の実績や現状を踏まえた時間外勤務時間の配分を行い、水曜日のノー残業デーの徹底を図るなど、時間外勤務の抑制を図る。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	時間外勤務抑制	時間外勤務抑制	時間外勤務抑制	時間外勤務抑制	時間外勤務抑制
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標	時間外勤務時間数				
	選定理由	時間外勤務の抑制が目的であるため。				
	当初	137,000時間	137,000時間	137,000時間	137,000時間	137,000時間
	変更後					
	実績					
備考	時間外勤務時間数は、制度改正やイベント等の臨時的要素により変動が大きいが、これまでからの目標値（137,000時間）の達成を目標とした。					
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第 5 次行政改革実施計画

2. 組織の効率化と活性化

(4) 給与の適正化

体系番号	2 - (4) -
項目番号	2 1
担当課	市長公室人事課

項目名	振替・代休制度の活用促進	
現状と課題	<p>週休日（変則勤務所属を除き土・日曜日）及び休日（祝日、1月2・3日及び12月29日から31日）においては、これまでから基本的には勤務を命令しないこととしている。しかし、やむを得ず週休日に勤務を命ずる場合は、職員の健康管理及び週休日の保障の観点から、週休日を別の日に振り替えて取得することを原則としている。また、休日に勤務を命ずる場合の代休日の指定の有無については、当該職員の選択によることとしている。</p> <p>これまでから振替率75.0%を目標に振り替えを促進してきているが、平成18年度の実績では70.4%と目標に満たない状況にある。振替・代休取得の有無は、時間外勤務等の手当にも影響するため、各課で取扱いが異なる事のないよう統一的な運用に努めるとともに、振替・代休取得の促進を図る必要がある。</p>	
取組内容	<p>振替率75.0%を目標に、振替率が低い所属を中心にヒアリングを行い、状況把握に努めるとともに、制度内容を周知し、市全体として振替率の向上を図る。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>振替率75.0%を目標に、振替率が低い所属を中心にヒアリングを行い、状況把握に努めるとともに、制度内容を周知し、市全体として振替率の向上を図る。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	振替・代休 制度活用促進	振替・代休 制度活用促進	振替・代休 制度活用促進	振替・代休 制度活用促進	振替・代休 制度活用促進
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標	振替率（振替取得日数/週休日の出勤日数）				
	選定理由	週休日の振替は原則取得であるため。				
	当初	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
	変更後					
	実績					
備考	これまでから設定している振替率75.0%を目標値とした。					
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(1)歳入の確保

体系番号	3 - (1) -
項目番号	2 2
担当課	総務部税務室納税課

項目名	市税徴収率の向上	
現状と課題	<p>本市の市税徴収額及び徴収率の状況は、平成18年度決算では現年度分23,870,380千円、98.1%、滞納分445,160千円、18.6%、全体で24,315,540千円、91.0%となっている。平成17年度から徴収率は上昇傾向にあり、現年度分については比較的高い水準が確保されているものの、滞納分の対策が課題となっている。滞納分の内訳をみると約70%が固定資産税等（都市計画税を含む。）となっており、これは、固定資産税等が当該年度の収入に関わりなく賦課される性格の税であるため、徴収面での困難性を有しているところにあると考えられる。</p> <p>徴収率の向上のためには、現年度内の徴収の徹底と的確な滞納整理が重要なポイントである。そのため、市民の税に対する意識及び納税意欲の高揚を図るため、あらゆる機会を通じて啓発していくとともに、滞納者に対しては、自宅等への訪問のほか昼間に折衝できない場合は夜間に電話催告をするなど、滞納者との折衝を通じて滞納対策を進めている。今後は差押え等の滞納処分のほか、差押財産の換価等についても実施の必要がある。</p> <p>また、京都府内の全市町村を対象とした税務業務の共同化組織の創設が検討されており、平成19年度からは、一部の滞納案件について京都府との共同徴収が進められている。</p>	
取組内容	<p>徴収率の向上を図るため、文書や訪問、電話等による催告を強化し、悪質滞納者に対しては差押等の滞納処分を行うなど、京都府と共同して滞納対策の強化に取り組む。</p>	
部門別計画等	計画名称	
	策定時期	
	計画期間	
	計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>現年度課税分の当該年度内での完納を重点目標にして、文書や電話による催告の強化とあわせて、面談折衝による納税指導等を積極的に行う中で、個別事情を正確且つ的確に把握し、分納や財産調査とともに差押等の滞納処分など、税の公平、公正の観点から納税対策を講じるとともに、京都府との徴収業務の共同処理に取り組む。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	徴収対策	徴収対策	徴収対策	徴収対策	徴収対策
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標	現年度分と滞納分を合わせた徴収率（収納額/調定額）				
	選定理由	徴収率向上対策の客観的指標として適当であるため				
	当初	92.7%	92.8%	92.9%	93.0%	93.1%
	変更後					
	実績					
	備考	これまでの実績等を踏まえ目標値を設定した。				
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(1)歳入の確保

体系番号	3 - (1) -
項目番号	23 - 1
担当課	健康福祉部子育て支援室保育課

項目名	各種料金収納率の向上（保育料）	
現状と課題	<p>保育料等の滞納については、マスコミ等の報道などにより社会的にも大きな関心を集めている。本市の保育料の収納額及び収納率の状況は、平成18年度決算で現年度分696,850千円、97.3%、滞納分10,501千円、10.6%、全体では707,351千円、86.8%となっている。一方滞納額は年々増加しており、平成19年度の滞納分の調定額は1億円を越える状況となっている。</p> <p>これまで滞納対策として、催告状の送付や口座振替の勧奨などを行い収納率向上に努めてきた。また、一括納付が困難な滞納者に対しては、分納誓約を取り、負担の公平性からも不納欠損処分とするのではなく、時効を延長し納付指導を行ってきた。また、平成20年1月からは新たに訪問徴収にも取り組んでおり、今後、悪質な滞納者に対しては差押え等の滞納処分を視野に入れた対応が必要である。</p>	
取組内容	<p>電話催告の強化や訪問徴収などを行うとともに、悪質な滞納者に対しては、財産調査や差押え等の滞納処分を視野に入れ取り組む。</p>	
部門別計画等	計画名称	
	策定時期	
	計画期間	
	計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>電話催告の強化や訪問徴収などを行うとともに、悪質な滞納者に対しては、財産調査や差し押さえなど滞納処分を視野に入れ取り組む。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	収納対策	収納対策	収納対策	収納対策	収納対策
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標	現年度分と滞納分を合わせた収納率（収納額/調定額）				
	選定理由	収納率向上対策の客観的指標として適当であるため。				
	当初	86.8%	86.9%	87.0%	87.1%	87.2%
	変更後					
	実績					
	備考	これまでの実績等を踏まえ目標値を設定した。				
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(1)歳入の確保

体系番号	3 - (1) -
項目番号	23 - 2
担当課	健康福祉部国保年金室 国民健康保険課

項目名	各種料金収納率の向上（国民健康保険料）	
現状と課題	<p>国民健康保険制度は加入者が支払う保険料のほか、国、京都府、宇治市からの負担金等、社会保険や共済保険から拠出される支払基金からの交付金等によって賄われている。</p> <p>平成18年度決算における保険料の収納額及び収納率は、現年度分では5,042,491千円、94.6%、滞納分で48,582千円、7.1%、全体で5,091,073千円、84.6%となっている。</p> <p>国民健康保険制度は、保険料収入の面からは、加入者が自営業者のほか退職者の割合が多く、所得が安定しない層や低所得層が多いことに伴う収納における不安定要因、歳出面では加入者に高齢者層が多く、構造的に医療需要が高いという要因を抱えており、脆弱な財政基盤の上に成り立っている。保険料収入の確保は国民健康保険制度の安定的運営のために、また加入者の負担の公平性確保からも積極的に取り組んでいく必要がある。引き続き文書、電話による催告や訪問徴収を行うとともに、今後は悪質な滞納者に対しては差押え等の滞納処分を視野に入れた対応が必要である。</p> <p>また、平成20年度からは75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者保険医療制度が始まるため、比較的収納率が高かった層が国民健康保険から外れることになる。このため、保険料の収納率の低下が懸念されている。</p>	
取組内容	<p>電話催告の強化や訪問徴収などを行うとともに、悪質な滞納者に対しては、財産調査や差押え等の滞納処分を視野に入れ取り組む。</p>	
部門別計画等	計画名称	
	策定時期	
	計画期間	
	計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>電話催告の強化や訪問徴収などを行うとともに、悪質な滞納者に対しては、財産調査や差し押さえなど滞納処分を視野に入れ取り組む。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	収納対策	収納対策	収納対策	収納対策	収納対策
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標	現年度分と滞納分を合わせた収納率（収納額/調定額）				
	選定理由	収納率向上対策の客観的指標として適当であるため。				
	当初	84.4%	84.4%	84.5%	84.5%	84.6%
	変更後					
	実績					
	備考	これまでの実績等を踏まえ目標値を設定した。				
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(1) 歳入の確保

体系番号	3 - (1) -
項目番号	23 - 3
担当課	健康福祉部健康増進室 介護保険課

項目名	各種料金収納率の向上（介護保険料）	
現状と課題	<p>介護保険制度は、65歳以上の第1号被保険者が支払う介護保険料のほか、40歳以上の第2号被保険者が国民健康保険や社会保険などを通して支払う支払基金交付金、国・京都府・宇治市からの負担金などによってその財源が賄われている。</p> <p>平成18年度決算における介護保険料の収納額及び収納率の状況は、全体で1,691,463千円、96.1%となっている。その内訳をみると、現年度分・特別徴収分（年金からの天引き）については、1,387,112千円、100.0%の収納率となっているが、現年度分・普通徴収分（納付書等による支払い）については、298,788千円、92.3%、滞納分・普通徴収分については、5,473千円、11.0%と普通徴収の収納率の向上が課題となっている。</p> <p>これまでから文書や電話による催告、訪問徴収等により滞納対策に取り組んでおり、悪質な滞納者に対しては、保険給付の制限を行い、介護サービスに利用制限をかけるなどの対策を講じている。また、介護サービス未利用者において相互扶助の仕組みを理解してもらえていない現状があるため、更に制度の理解が得られるよう周知を図っていく必要がある。</p>	
取組内容	<p>電話催告の強化や訪問徴収などを行い、悪質な滞納者に対しては、保険給付の制限を行うなどの対策を講じるとともに、制度に対する理解を深めてもらうための広報・啓発に努める。</p>	
部門別計画等	計画名称	第3期介護保険事業計画
	策定時期	平成18年3月
	計画期間	平成18年度～20年度
	計画概要	介護保険事業における保険給付の円滑な実施を確保
平成20年度の取組内容	<p>電話催告の強化や訪問徴収などを行い、悪質な滞納者に対しては、保険給付の制限を行うなどの対策を講じるとともに、制度に対する理解を深めてもらうための広報・啓発に努める。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	収納対策	収納対策	収納対策	収納対策	収納対策
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標	現年度分と滞納分を合わせた収納率（収納額/調定額）				
	選定理由	収納率向上対策の客観的指標として適当であるため。				
	当初	95.8%	95.8%	95.9%	95.9%	96.0%
	変更後					
	実績					
	備考	これまでの実績等を踏まえ目標値を設定した。				
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(1) 歳入の確保

体系番号	3 - (1) -
項目番号	23 - 4
担当課	水道部営業課 都市整備部下水道室 下水道管理課

項目名	各種料金収納率の向上(上下水道料金)	
現状と課題	<p>上水道料金については、市内を東西に区分し、それぞれ隔月に検針を行ない、検針月の翌月に2ヵ月分の使用料について請求を行っている。また、下水道使用料については、個別に量水器を設けず、上水道で使用された水量と同量が下水道に流されたと見なして調定を行っている。徴収についても、下水道室から水道部に対して徴収委託を行い、水道部営業課が一括して上水道料金と下水道使用料の徴収を行っている。</p> <p>収納状況については、平成18年度決算ベース(上水道料金については平成19年5月末現在)で収納額、収納率がそれぞれ、上水道料金については現年度分で3,051,605千円、99.1%、滞納分で22,261千円、34.7%、全体で3,073,866千円、97.8%となっている。下水道使用料については、現年度分で1,873,784千円、98.3%、滞納分で20,555千円、42.6%、全体で1,894,339千円、97.0%となっている。</p> <p>納期限までに納付がない場合は、督促状、催告状を送付し、催告納期限を経過しても未納の場合は、電話、訪問による調査・納付指導を行い、なお料金の納付がない場合は最終手段として給水停止通知書を送付し、給水停止執行を行っている。</p>	
取組内容	<p>上下水道料金の収納率は他の料金等と比較すると高い水準にあるが、未収金は徐々に増加している。滞納対策の徹底により未収金の削減を図る。</p>	
部門別計画等	計画名称	
	策定時期	
	計画期間	
	計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>上下水道料金の収納率は他の料金等と比較すると高い水準にあるが、未収金は徐々に増加している。滞納対策の徹底により未収金の減少を図る。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	収納対策	収納対策	収納対策	収納対策	収納対策
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標	上段：上水道料金の現年度分と滞納分を合わせた収納率（収納額/調定額） 下段：下水道使用料の現年度分と滞納分を合わせた収納率（収納額/調定額）				
	選定理由	収納率向上対策の客観的指標として適当であるため。				
	当初	97.8% 97.0%	97.9% 97.1%	97.9% 97.1%	98.0% 97.2%	98.0% 97.2%
	変更後					
	実績					
備考	これまでの実績等を踏まえ目標値を設定した。 上水道料金は5月末時点での収納率とした。					
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(1) 歳入の確保

体系番号	3 - (1) -
項目番号	24
担当課	総務部税務室納税課 健康福祉部子育て支援室保育課 健康福祉部国保年金室国民健康保険課 健康福祉部健康増進室介護保険課 水道部営業課 都市整備部下水道室下水道管理課 会計室

項目名	公金収納窓口の見直し	
現状と課題	<p>本市では現在、銀行等を公金収納窓口としており、コンビニエンスストアやクレジットカード、携帯電話を活用した収納等については取り扱っていない。しかし、京都府や一部の自治体、電気やガス料金等の公共料金については、既にこれらの収納方法を採用している団体もある。</p> <p>公金収納1件にかかる手数料は、銀行等が3.15円、ゆうちょ銀行が10円（窓口収納は20円＋振込額の0.1%）となっており、また、コンビニエンスストアでは50～60円、クレジットカードでは振込額の1%、携帯電話の活用では振込額の10%程度が手数料として必要とされている。</p> <p>収納率の向上を目的としてその手段を拡大するならば、それぞれの料金等について、収納率の向上を阻害している要因を、年齢層等の各ファクターごとに抽出するなどの多角的な分析が必要である。</p> <p>一方、住民の利便性の向上を目的とするならば、手数料の増額を考慮に入れず、収納手段の選択肢は多い方がよいのは自明であり、直ちに拡大するのも方法である。</p> <p>今後、他市の状況等を踏まえ、住民の利便性を向上させつつ、収納率を向上させていく手法についての検討が課題である。</p> <p>また、口座振替については納期内納付を確実にする有効な手段の一つであることから、啓発・促進を行い、収納率の向上に向けた取り組みを進めていく必要がある。</p>	
取組内容	<p>収納率向上の面、市民サービス向上の面からコンビニエンスストアでの収納等の新しい収納方法について研究・検討を行う。また、口座振替についても啓発・促進を図る。</p>	
部門別計画等	計画名称	
	策定時期	
	計画期間	
	計画概要	
平成20年度 の取組内容	<p>収納率向上の面、市民サービス向上の面からコンビニエンスストアでの収納等の新しい収納方法について研究・検討を行う。また、口座振替についても啓発・促進を図る。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	研究・検討 口座振替促進	方針決定 口座振替促進	口座振替促進	口座振替促進	口座振替促進
	変更後					
	実績					
	備考	新たな収納方法については、平成21年度に方針決定しその後取組目標を定める。				
数値目標	指標	市税徴収における口座振替利用率（口座振替件数/課税件数）				
	選定理由	収納の影響が最も大きいため、市税の口座振替促進状況を指標として採用した。				
	当初	25.0%	26.0%	27.0%	28.0%	29.0%
	変更後					
	実績					
	備考	過去の実績を踏まえ、平成19年度24.1%から毎年1%程度の上昇を見込んだ。				
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(1)歳入の確保

体系番号	3 - (1) -
項目番号	25
担当課	財務室

項目名	使用料・手数料等の見直し	
現状と課題	<p>使用料・手数料等の見直しについては、昨今の経済情勢の変化等も十分考慮するとともに、受益と負担のあり方について住民間の公平性を確保するという視点から、真にやむを得ないものについて見直しの対応を図ってきた。</p> <p>引き続き、最少の経費で市民サービスの更なる向上を図れるよう、行政内部の経費削減についても最大限の努力と工夫に努めると同時に、政策の実現を目指すとともに、受益と負担の公平性の観点に基づき、毎年度の予算編成作業において、適宜見直しについての検討を行い対応を図っている。</p> <p>平成19年度には、保育所保育料等における第3子目以降の保育料を現行1/4から1/10に軽減するとともに、斎場の再整備に伴い、新葬祭棟の使用料について約10%の増額改定を行った。また、西宇治・黄檗体育館のトレーニング室の利便性向上を図ったため、利用時間により11.1%から33.3%の増額改定を行った。学童保育協力金についても開設時間延長等に伴い17.7%の増額改定を行った。</p>	
取組内容	<p>毎年度の予算編成作業の中で、受益と負担の公平性の観点に基づき、適宜見直しについての対応を図る。</p>	
部門別計画等	<p>計画名称</p> <p>策定時期</p> <p>計画期間</p> <p>計画概要</p>	
平成20年度の取組内容	<p>毎年度の予算編成作業の中で、受益と負担の公平性の観点に基づき、適宜見直しについての対応を図る。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し
	変更後					
	実績					
	備考	毎年度、見直しを行い、必要に応じて実施する。				
数値目標	指標	使用料・手数料等の見直し件数				
	選定理由	使用料・手数料等の見直し件数が客観的指標として適当であるため。				
	当初	0件	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考	毎年度、予算編成の中で明らかにする。				
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考	改定による影響見込額を効果額とする。				
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(1)歳入の確保

体系番号	3 - (1) -
項目番号	26
担当課	総務部管財課

項目名	遊休市有地の有効活用	
現状と課題	<p>本市が保有する土地については、行政目的に沿った活用を図っている行政財産と貸付、売却、交換等が可能な普通財産とに分けられる。平成18年度末現在、普通財産として保有している土地の面積は全体で999,875㎡あり、その内有効活用の可能性がある宅地・雑種地については66,030㎡となっている。また、その中でも既に貸付を行なっている土地の面積は39,464㎡となっており、残りの26,566㎡については未利用の土地となっている。</p> <p>比較的大規模な概ね100㎡以上の未利用の土地については、公共事業や公共事業の代替用地として利用が可能なため、売却せずに一時貸付等の活用を図ってきているが、それらの今後の処理方針を確立するには、市の将来的な公共事業見通しを踏まえた検討が必要である。</p>	
取組内容	<p>比較的大規模な未利用土地については、詳細な現状調査を行い、今後の市の公共事業見通しを踏まえた上で処理方針を確立し、可能なものについては売却等を進める。それ以外の小規模な未利用土地についても現状把握に努めるとともに、隣地所有者等から買取要望のあるものについては逐次売却を行っていく。</p>	
部門別計画等	計画名称	
	策定時期	
	計画期間	
	計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>比較的大規模な未利用土地について詳細調査を実施し、今後の処理方針を決定する。その他の小規模土地についても、隣地所有者等から買取要望のあるものについては逐次売却を行っていく。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	方針決定 売却	売却	売却	売却	売却
	変更後					
	実績					
	備考	100㎡以上の大規模な未利用地については、方針決定後に売却等を行う。 100㎡未満の小規模な未利用地については、買収要望があれば売却する。				
数値目標	指標					
	選定理由					
	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(1)歳入の確保

体系番号	3 - (1) -
項目番号	27
担当課	政策室

項目名	有料広告事業等の推進	
現状と課題	<p>近年、地方公共団体における財政状況の悪化を背景に、新たな財源の確保を目的として、有料広告事業に取り組む団体が増加してきている。本市でも、平成18年度から有料広告事業についての研究・検討を行い、平成19年度から取り組みを進めている。</p> <p>具体的に取り組んでいるものとしては、平成19年6月から宇治市のホームページに5枠のバナー広告を掲載しており、平成20年3月までの10ヵ月で60万円の歳入が見込まれている。また、平成19年11月からは、市民課窓口に置かれている住民票や印鑑証明書等を封入するための窓口用封筒についても、業者等の広告が記載された封筒の寄付を受けることにより、封筒作成経費の削減を図っている。これにより約29万円の削減効果があると算定されている。</p> <p>今後も公共性や公平性に配慮するとともに、市民や議会の理解を得ながら、より広範な媒体への広告掲載を検討していくことが必要である。また、新たな財源の確保についても研究が必要である。</p>	
取組内容	<p>今後もホームページのバナー広告や広告を掲載した窓口用封筒の設置を継続していくとともに、市政だよりにおける広告掲載についても検討を進めるほか、公平性、公共性に配慮し、市民や議会の理解が得られる有料広告事業の拡大を図る。また、新たな財源の確保についても研究を行う。</p>	
部門別計画等	計画名称	
	策定時期	
	計画期間	
	計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>ホームページのバナー広告、市民課において広告を掲載した窓口用封筒の設置を継続するとともに、市政だよりへの広告掲載や市民課以外の窓口課においても広告を掲載した窓口用封筒の設置を検討する。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	有料広告実施	有料広告実施 広告拡大検討	有料広告実施	有料広告実施	有料広告実施
	変更後					
	実績					
	備考	ホームページバナー広告、窓口用封筒は継続実施				
数値目標	指標	広告媒体の数				
	選定理由	有料広告事業であるため、利用可能な媒体の数とした。				
	当初	2媒体	2媒体	4媒体	4媒体	4媒体
	変更後					
	実績					
備考	平成21年度まではホームページ、窓口用封筒の2媒体。 平成22年度以降は広告媒体拡大を見込んだ。					
効果額	当初	890千円	890千円	1,890千円	1,890千円	1,890千円
	変更後					
	実績					
	備考	平成21年度までは、平成19年度実績を計上。 平成22年度からは、2媒体の拡大で1,000千円の増額を見込んだ。				
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

--

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(2) 計画的な事業推進と簡素・合理化

体系番号	3 - (2) -
項目番号	28
担当課	財務室

項目名	公会計改革への対応	
現状と課題	<p>本市では、財務4表（バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）のうち、現在、バランスシートと行政コスト計算書の2表について作成している。</p> <p>バランスシートについては、平成12年3月に総務省において「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」がまとめた報告書に基づき、その作成基準日を会計年度の最終日である3月末日とし、平成11年度分から毎年度継続作成をしている。また、行政コスト計算書については、決算資料として平成15年度分について初めて作成を行い、以降、毎年度継続作成をしている。これらについては、各年度の予算・決算の状況等と同様に、市政だより等に掲載し、広く市民への情報提供を行ってきている。</p> <p>しかし、この間、一部の都市における財政破綻等を契機とし、国において地方財政健全化法が制定されるなど、地方財政を取り巻く状況も大きく変化をしてきている。国の指針等において、発生主義の活用及び複式簿記の考え方を導入し、関連団体等も含む連結ベースで財務諸表を作成するなど、公会計の整備の推進に取り組むこととされているため、新たな財務諸表の作成に向けた取り組みが必要となってきた。</p>	
取組内容	<p>新たな財務諸表の作成に向け、関係部署が連携する中で、課題の抽出や作成手法の具体的な研究・検討を行い、平成21年度を目途とし公会計の整備について取り組みを進めていく。</p>	
部門別計画等	計画名称	
	策定時期	
	計画期間	
	計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>新たな財務諸表の作成に向け、関係部署が連携する中で、課題の抽出や作成手法の具体的な研究・検討に取り組む。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	研究・検討	作成	作成	作成	作成
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標	財務諸表数				
	選定理由	公会計の整備状況を示す指標であるため。				
	当初	2表	4表	4表	4表	4表
	変更後					
	実績					
備考	平成20年度は現行基準で作成した財務諸表数 平成21年度以降は、新しい基準で作成した財務諸表数					
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第 5 次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営 (2) 計画的な事業推進と簡素・合理化	体系番号	3 - (2) -
	項目番号	29
	担当課	政策室

項目名	新政策評価システムの構築	
現状と課題	<p>本市の政策評価システムは、平成11・12年度の2カ年で構築し、平成13年度から運用している。本システムでは、実施計画事業についての事前評価を行っており、必要性、緊急性、市民ニーズ、実現可能性、事業費・財源、公民の役割分担の観点から評価を行い事業の取捨選択に活用している。また、事後評価として、事業を実施した結果について、目標の達成度、目標達成・未達成の要因と対策、決算額、費用対効果改善の手法の観点から評価を行っている。事前評価 = 実施計画事業採択 = 予算計上 = 事業実施 = 事後評価を通じて、Plan (計画) - Do (実行) - Check (点検・評価) - Act (見直し) のPDCAサイクルを確立させている。</p> <p>しかし、事業の重点化や優先順位付け、事業効果の評価など充分機能を果たせていない面もあるため、更に改善を図り、透明性を確保した効率的で効果的な事業推進に向けた新しい政策評価システムの構築に努める必要がある。</p>	
取組内容	<p>現行の評価システムの課題等を総括し、透明性を確保するとともに効率的で効果的な事業推進が可能な新しいシステムの構築を図る。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>現行の政策評価の仕組みを総括し、課題を明らかにするとともに、新たな政策評価の仕組みを再構築するため、研究・検討を行う。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	研究・検討	システム構築	運用開始	運用	運用
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(2) 計画的な事業推進と簡素・合理化

体系番号	3 - (2) -
項目番号	30
担当課	政策室 財務室

項目名	補助金等の見直し	
現状と課題	<p>各種補助金については、公益上必要があると認める事務や事業に対して交付をしているところであるが、交付開始後の状況変化を踏まえ、改めて公益性や公平性、必要性の検証や公民の役割分担、並びに、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、予算編成作業などにおいて個々の事業ごとに精査・検証を行い、特に所期の目的を達成したものと効果の低いものの改廃について対応を図ってきたところである。</p> <p>公民の役割分担を踏まえ、市民と行政がそれぞれの役割と責任を認識し、協働による取り組みを進めていく中では、公から民へとその業務の担い手を変えていくとともに、行政の関わり方についても、行政職員による事業実施から、民間委託による実施、民間が事業主体となって行政は補助金により支援するなど市民との協働を進めていく中で補助金が増えていくことも考えられる。</p> <p>こうした社会環境の変化を踏まえた上で、所期の目的を達成したものと効果の低いものについては実施計画策定作業や予算編成のなかで改廃等の見直しを図る。また、補助金をその性質から団体運営補助、建設補助等に区分し、それぞれの観点からその必要性に再検証を行っていく必要がある。</p>	
取組内容	<p>実施計画策定作業や予算編成の中で、公益性や公平性、必要性の検証や公民の役割分担、並びに、費用対効果、補助率の適正化などの観点から見直しに努める。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>実施計画策定作業や予算編成の中で、公益性や公平性、必要性の検証や公民の役割分担、並びに、費用対効果、補助率の適正化などの観点から見直しに努める。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し
	変更後					
	実績					
	備考	毎年度、見直しを行い、必要に応じて実施する。				
数値目標	指標	補助金等の廃止件数				
	選定理由	補助金等の廃止件数が客観的指標として適当であるため				
	当初	1件	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考	毎年度、予算編成の中で明らかにする。				
効果額	当初	1,000千円	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考	廃止した補助金の前年度の補助金額を効果額とする。				
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第 5 次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(2) 計画的な事業推進と簡素・合理化

体系番号	3 - (2) -
項目番号	3 1
担当課	下水道室下水道管理課

項目名	下水道事業の水洗化普及促進	
現状と課題	<p>下水道は、汚水の排除やトイレの水洗化など公衆衛生の向上や生活環境の改善のみならず、河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質を保全するためにも必要な施設である。東宇治処理区（宇治川より東の市域）については平成27年度、洛南処理区（宇治川より西の市域）については平成33年度の整備完了を目標に計画的に事業を進めている。平成18年度末現在、下水道計画決定区域の68.3%の地域で下水道整備が行われ、整備済区域内の84.5%の家庭や事業所等で下水道が使用されている。しかし、下水道の使用が可能となった供用開始の日から3年以上を経過しても、下水道接続がなされていない未水洗化戸数が全体で5,188戸ある。</p> <p>平成16年度から宇治市水洗便所改造資金融資あつ旋制度に基づき融資された資金については、利子相当額の全額を補助することとしたほか、平成17年度には普及促進員制度を導入し、供用開始後3年以上経過した未水洗化家屋の戸別訪問による水洗化の勧奨に取り組んでいる。更に平成19年度からは、普及促進に向けた地元説明会の実施を強化し、未水洗化家屋の公共下水道への早期接続を促進している。</p>	
取組内容	水洗便所改造資金融資あつ旋、利子補給、普及促進員による戸別訪問、説明会実施などを継続するとともに、更なる水洗化率の向上に向けた取り組みを進める。	
部門別計画等	計画名称	宇治市公共下水道整備計画
	策定時期	平成18年2月
	計画期間	平成18年度～平成33年度
	計画概要	東宇治処理区については平成27年度、洛南処理区については平成33年度に整備率100%を目指す
平成20年度 の取組内容	水洗便所改造資金融資あつ旋制度の融資限度額、期間等の拡充を図り、水洗化率の向上を目指す。	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	水洗化普及促進	水洗化普及促進	水洗化普及促進	水洗化普及促進	水洗化普及促進
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標	戸数水洗化率（水洗化戸数/処理区域内戸数）				
	選定理由	未水洗化家屋を減少させる取組みを進めているため。				
	当初	84.9%	85.1%	85.3%	85.5%	85.7%
	変更後					
	実績					
	備考	毎年0.2%の普及率上昇を目標とした。				
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(2) 計画的な事業推進と簡素・合理化

体系番号	3 - (2) -
項目番号	3 2
担当課	総務部総務課

項目名	各種申請書類の簡素・合理化	
現状と課題	<p>申請手続きの簡素化を図るため、平成12年度に申請書等に押印を求める場合の基準を定め調査を行った。その結果、全体で908件の申請書等のうち、押印廃止が270件、押印か署名の選択が197件、押印継続が441件と判明し、可能なものについて押印を廃止した。</p> <p>その後、平成18年度には各種申請書の敬称表示、文面、記載事項について一定の基準を示し、見直し・改善を図るための検討作業を全課を対象に実施した。その結果、全体で1,186件の申請書等がある中で敬称表示の見直しが可能と考えられるものが1,007件、文面の修正が必要と考えられるものが220件、記載事項の修正が必要と考えられるものが216件あった。</p> <p>平成19年度には、敬称表示を「宇治市長様」から「宇治市長あて」への統一を行い、規則・要綱等の改正が必要となる文面、記載事項の見直しについても、担当課と実施方法・時期について協議を行っている。</p>	
取組内容	各種申請書類の文面（お役所言葉）や記載項目、添付書類の簡素化等について見直しを進める。	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成20年度の取組内容	申請手続の簡素化を図るため、申請書類、添付書類の簡素化等について引き続き見直しを進めるとともに、平成19年度から取り組んでいる各種申請書様式の文面の見直しや記載項目の必要性についての検討・見直しを引き続き行う。	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	文面・記載事項の見直し	文面・記載事項の見直し	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標	上段：文面の見直し件数 下段：記載事項の見直し件数				
	選定理由	申請書類等の簡素化の取り組みとして文面・記載事項の見直しを実施するため。				
	当初	180件 116件	40件 100件	-	-	-
	変更後					
	実績					
備考	平成20年度中に取り組めるものを文面の見直しは8割程度、記載事項の見直しは5割程度と想定し、平成21年度に残りについて実施することとした。					
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(2) 計画的な事業推進と簡素・合理化

体系番号	3 - (2) -
項目番号	3 3
担当課	総務部総務課

項目名	庁内事務文書の簡素・合理化	
現状と課題	<p>庁内の事務文書の簡素・合理化に向け、一人一台パソコン配置や文書管理システムの活用を進めてきた。また、宇治市文書等管理規則に基づき、文書の作成、施行、登録、保存、廃棄が適正になされるよう徹底を図ってきており、これらの取り組みにより、保存・保管スペースの抑制とペーパーレス化が進められてきた。</p> <p>今後も庁内LANによる庁内メールの活用を一層促進し、連絡事項・庁内文書等の削減・省略化に努めていく必要がある。また、保存期限が満了し廃棄する文書の取り扱いについて、個人情報を含んだ機密文書については、引き続き溶解処理による文書のリサイクル化を進めていくなど、個人情報に配慮した取り扱いが必要である。</p>	
取組内容	<p>庁内事務において文書が担っている機能・役割を再点検するとともに、規則に基づいた文書作成、文書管理の基本を徹底・周知することにより、庁内の事務文書の簡素・合理化を進め、ペーパーレス化を図る。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>庁内LANによる庁内メールの活用等による庁内文書の簡素・合理化を進めるとともに、規則に基づいた文書の作成、管理に向けた取り組みを行う。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	庁内文書の簡素・合理化	庁内文書の簡素・合理化	庁内文書の簡素・合理化	庁内文書の簡素・合理化	庁内文書の簡素・合理化
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第 5 次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営 (2) 計画的な事業推進と簡素・合理化	体系番号	3 - (2) -
	項目番号	3 4
	担当課	市長公室人事課

項目名	職員応援体制の活用促進	
現状と課題	<p>繁忙期における課・係の応援体制は、これまでから時間外勤務の縮減や効率的な事務執行などの点から、積極的に対応している。</p> <p>しかし、課を越えての事務の応援をする場合などは、現状では総合受付やイベントなどに限られている。こういった縦割りの弊害をなくし、より柔軟に、かつ迅速に応援できる組織にしていくため、応援体制を組む場合は、所属長の判断と指導力が求められるが、職員一人ひとりが職務の幅を広げやすい制度にしていくことも必要である。また、当該業務の経験者などに応援を求めるなど、課相互間の協力体制を整備することも重要である。職場の応援体制がより柔軟に取り組めるよう、今後も工夫をしていく必要がある。</p> <p>参考：平成18年度応援体制実施事業 選挙事務、花火大会、源氏ろまん、敬老会、戦没者追悼式、スポーツまつり、成人式、中学生の主張大会、まなびんぐ等</p>	
取組内容	<p>今後も柔軟かつ迅速な職員応援体制による効率的な事務事業の執行に努める。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>柔軟かつ迅速な職員応援体制による効率的な事務事業の執行に努める。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	応援体制実施	応援体制実施	応援体制実施	応援体制実施	応援体制実施
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

--

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(2) 計画的な事業推進と簡素・合理化

体系番号	3 - (2) -
項目番号	35
担当課	市民環境部環境政策室 ごみ減量推進課

項目名	ごみ減量化の推進	
現状と課題	<p>平成12年3月に策定した宇治市環境保全計画の中では、市民一人当りのごみ排出量を平成8年度実績の653.79gから平成22年度までに100g減量させることにより、553.79gとすることを目標としている。</p> <p>これまでの取り組みの中で市民啓発や分別収集を行った結果、平成18年度末では567.65gとなり86.14gの減量となった。しかし、最近の傾向では、可燃ごみは減少傾向にあるものの、不燃ごみについては増加傾向にあり、何らかの対策を考える必要がある。こうした状況を踏まえ、平成17年度から宇治市廃棄物減量等推進審議会ではごみの減量化について審議が進められる中で指定袋の有効性が示され、平成19年度の審議会では、平成21年度を目途に、指定袋制の導入についての方向性を明らかにすることとしている。</p> <p>ごみ袋の有料化については、ごみ減量の有効な手法の一つであることから導入している自治体も多いが、導入のメリットやデメリット、地域の特性についても検討していく必要がある。</p> <p>また、今後のごみ減量の方策については、日常の生活スタイルや環境の変化、市場における商品の性質、製造や販売事業者の取り組みにも大きな影響を与えることを基本に検討する必要がある。</p>	
取組内容	<p>指定袋制導入自治体の導入経過やその背景等を調査し、宇治市廃棄物減量等推進審議会の審議経過も踏まえながら、本市における有効な手法を明らかにしていく。また、市民に対しては、分別収集の徹底や3R((Reduce)発生抑制、(Reuse)再使用、(Recycle)再生利用)の促進などを啓発する。</p>	
部門別計画等	計画名称	宇治市環境保全計画
	策定時期	平成12年3月
	計画期間	平成13年度～平成22年度
	計画概要	「歴史・文化」と「自然」を大切に、生活者の視点で創る環境都市宇治の創造
平成20年度 の取組内容	<p>宇治市廃棄物減量等推進審議会を開催し、指定袋制導入における方法や時期などについて検討を進めていく。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	検討	提言・方針決定	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考	平成22年度以降については、方針決定後に決定する。				
数値目標	指標	一人当たりごみ排出量（年間ごみ排出総量/住民基本台帳人口）				
	選定理由	平成8年度を基準に市民一人当たりのごみ排出量を平成22年度までに100gの減量を目標としているため。				
	当初	563.03g	558.41g	553.79g	553.79g	553.79g
	変更後					
	実績					
備考	平成22年度の目標達成に向け、現状から均等に減少させることとした。					
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

--

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(2) 計画的な事業推進と簡素・合理化

体系番号	3 - (2) -
項目番号	36
担当課	市民環境部 文化自治振興課

項目名	集会所再生プランの策定	
現状と課題	<p>本市は、昭和40年代後半からコミュニティ施設の整備を進め、平成20年3月末現在で126箇所（文化自治振興課所管分）の市立集会所を設置し、全市的に充足するまでに至ったことから、総合計画に基づく地域コミュニティ推進施策としての、集会所整備の所期の目的は果たした。</p> <p>今後は、市民と行政のパートナーシップという視点から、施設の維持管理運営での協働や、自主・自律を主体とした地域のコミュニティ活動をさらに進めるための施策展開が課題となってくる。</p> <p>このため、総合的な視点で集会所にかかる現行制度や方針を見直した集会所再生プランを策定し、公共的資源としての集会所の良好な維持管理運営に計画的に取り組むものである。</p>	
取組内容	<p>集会所再生プランを策定し、プランに基づき集会所の良好な維持管理運営に計画的に取り組むとともに、地域コミュニティ活動のさらなる推進を図る。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	集会所再生プラン 平成20年
平成20年度の取組内容	<p>集会所再生プランの早期策定。</p>	

第 5 次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	策定	調整	実施	実施	実施
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(3) 公共工事コストの縮減

体系番号	3 - (3) -
項目番号	37
担当課	建設総括室

項目名	公共工事コストの縮減	
現状と課題	<p>本市では厳しい財政事情の下、限られた財源を有効に活用し、効率的に社会資本整備を進めていくための指針として、平成11年6月に「宇治市公共工事コスト縮減対策行動計画」を策定した。本計画では、平成12年度までに、平成8年度対比で10%以上のコスト縮減を目指しており、これまで平成12年度、平成15年度、平成16年度の実績についてフォローアップ調査を行ったところ、それぞれ8.5%、7.5%、8.7%のコストが縮減されており、平成12年度から平成16年度までの5年間で約28億円の縮減効果が得られたと推計している。</p> <p>その後、平成15年度に国で策定された「公共事業コスト縮減に関する新行動計画」や平成17年度に京都府で策定された「公共工事コスト縮減新行動計画（後期計画）」を踏まえ、ライフサイクルコストの観点や工事の時間的コストの観点など、新たな視点でコスト削減に取り組むための「(仮)公共工事コスト縮減対策・新行動計画」の策定に取り組んでいる。</p> <p>今後は本計画に基づき、更なる公共工事コストの縮減に取り組むとともに、定期的にフォローアップを実施し、その成果を明らかにしていくことが必要である。</p>	
取組内容	<p>「(仮)公共工事コスト縮減対策・新行動計画」を策定し、コスト縮減に取り組むとともに、定期的にその成果を明らかにしていく。</p>	
部門別計画等	<p>計画名称 策定時期 計画期間 計画概要</p>	<p>(仮)公共工事コスト縮減対策・新行動計画 平成20年3月(予定) ライフサイクルコスト等、新しい視点からの公共工事コストの縮減</p>
平成20年度の取組内容	<p>「(仮)公共工事コスト縮減対策・新行動計画」に基づき、コスト縮減に取り組むとともに、定期的にその成果を明らかにしていく。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	コスト縮減	コスト縮減	コスト縮減	コスト縮減	コスト縮減
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(3) 公共工事コストの縮減

体系番号	3 - (3) -
項目番号	38
担当課	総務部契約課

項目名	入札制度の適正化	
現状と課題	<p>本市では入札における透明性、客観性、競争性を高めるため常に入札状況の検証を行い、その制度及び手続きの継続した改革に取り組んできた。</p> <p>公共工事の入札に関しては平成13年2月に「公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律」が施行され、入札及び契約の基本事項である「契約の過程及び内容の透明性の確保」「公正な競争の確保」「談合等不正行為の排除」「工事の適正な施行確保」に向けた措置を順次行うこととされたことから、本市においても法の趣旨に基づき様々な改革を行い適正な制度の構築に努めてきた。</p> <p>その結果、多くの入札に関する情報が公開されており、また一定の条件を付すだけで広く参加業者を募る公募型の入札を、ほぼ全ての案件で導入しており、透明性、客観性、競争性の確保に努めているところである。</p> <p>しかし、入札制度は運用状況の継続したチェックが必要であり、今後も引き続き適正な入札制度の構築に向けた取り組みを進めていく。</p> <p>参考：平成18年度平均落札率 工事 92.08% コンサルタント 78.39% 物品 88.60% 役務 95.94%</p>	
取組内容	<p>総合評価一般競争入札等の多様な入札方法の導入について検討を行い、引き続き適正な入札執行を推進するための取り組みを実施していく。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>平成19年度の入札状況を踏まえ適正な競争環境を確保するため入札参加条件の改正や、工事分野における工事評定結果を入札制度に反映させる制度の改正等を予定している。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	制度改正	制度改正	制度改正	制度改正	制度改正
	変更後					
	実績					
	備考	前年度の状況を踏まえて、毎年度制度改正を行う。				
数値目標	指標					
	選定理由					
	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営
 (3) 公共工事コストの縮減

体系番号	3 - (3) -
項目番号	39
担当課	総務部契約課

項目名	入札・契約のIT化の推進	
現状と課題	<p>本市では入札の透明性を高め、入札参加者の利便性の向上を図るため、インターネットを活用し入札に関する情報を提供している。その内容は、年間発注予定情報、入札参加募集案内、指名情報、入札結果、登録業者情報となっており、また、入札参加資格審査申請書類等のダウンロードを可能としている。</p> <p>電子入札については、現在ほとんどの都道府県で実施されており、京都府でも平成19年度から全面実施となっている。本市単独での導入となると多額の投資が必要であることから、京都府の電子入札システムを府下の自治体間で共同活用することも検討されている。事務の効率化や談合防止に有効であることから、導入手法、費用対効果など総合的な観点から今後検討を進めていく必要がある。</p>	
取組内容	<p>インターネットを活用した入札及び契約情報の提供等を継続して進めていくとともに、電子入札については導入について総合的な検討を進め方針を決定していく。</p>	
部門別計画等	計画名称	
	策定時期	
	計画期間	
	計画概要	
平成20年度 の取組内容	<p>インターネットを活用した情報提供は継続して取り組む。</p> <p>電子入札については、初期投資及び維持管理経費に対する費用対効果、市の独自契約制度のシステムへの反映や情報保護状況等について研究・検討していく。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	研究・検討 情報提供	方針決定 情報提供	情報提供	情報提供	情報提供
	変更後					
	実績					
	備考	電子入札導入は方針決定後に取組目標を定める。				
数値目標	指標					
	選定理由					
	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営

(4) 外郭団体の健全経営

体系番号	3 - (4) -
項目番号	40
担当課	建設部用地課

項目名	土地開発公社の経営健全化	
現状と課題	<p>宇治市土地開発公社の今後のあり方について、平成17年5月に「宇治市土地開発公社業務運営等検討委員会」を設置し、検討を行ってきた。平成18年4月には、検討結果について報告書の形で提言された。</p> <p>その中で、土地開発公社については存続させること、人員削減を行なうこと、また、保有土地(平成17年度末現在で、面積にして12,887㎡、簿価にして約30億円)について(ア)早急に市に買い取りを求めるもの、(イ)事業化まで当面公社で保有し活用を図るもの、(ウ)当面公社保有のまま代替地・売却を図るもの、(エ)年賦償還中のものに分類し、それぞれの活用について方向性が示された。また、3年後を目途に同委員会の報告が実現できているか検証を行う必要があるとされている。</p> <p>その後、最大の課題の一つであった近鉄大久保駅前交通広場用地(簿価約14億円)については、近鉄大久保駅前交通広場整備事業の本格実施により、市に買い取られる目途がついたが、その他の土地についても計画的に整理していく必要がある。しかし、市が買い取るとしても財政的な裏づけ、土地利用計画、都市計画道路の見直しなど多くの課題の解決が必要となる。特に、市の債務負担行為の設定(後年度市が買収する確約)がされていない用地については、平成18年度末現在、簿価で約8億8千万円あるため、これらの対策が課題と考えられる。</p>	
取組内容	<p>宇治市土地開発公社業務運営等検討委員会からの提言を踏まえ、本市の財政計画とも整合を図った「(仮)宇治市土地開発公社健全化計画」を策定し、本計画に基づいた買い取りを進めていくとともに、売却等を進め土地開発公社の経営健全化に努める。</p>	
部門別計画等	計画名称	
	策定時期	
	計画期間	
	計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>土地開発公社の正職員の体制を2名から1名に削減し、事務局長業務を用地課で対応する。また、「(仮)宇治市土地開発公社健全化計画」を策定し、土地開発公社の経営健全化に向けた取り組みを推進する。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	計画策定 公社土地買取	公社土地買取	公社土地買取	公社土地買取	公社土地買取
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

3.効率的で効果的な行財政運営
 (4) 外郭団体の健全経営

体系番号	3 - (4) -
項目番号	4 1
担当課	市民環境部文化自治振興課 市民環境部環境政策室環境企画課 健康福祉部健康増進室健康生きがい課 都市整備部公園緑地課 教育部生涯学習課

項目名	公社等の経営健全化	
現状と課題	<p>本市が全額出資を行っている財団法人は(財)宇治市文化センター、(財)宇治市霊園公社、(財)宇治市福祉サービス公社、(財)宇治市公園公社、(財)宇治市野外活動センターの5団体があり、介護保険事業者として業務を行っている(財)宇治市福祉サービス公社以外は、公共施設の管理・運営を主たる業務としている。</p> <p>平成18年度から平成21年度までの間の指定管理者選定時には、公募による選定を行わず指名により施設の指定管理者となったが、次期指定期間(平成22年度から平成25年度を予定)における指定管理者の選定手続では、原則公募により選定していく予定である。</p> <p>公募による選定手続となると民間事業者との競争となることから、競合可能なサービス水準、人材育成、経営基盤の整備に取り組んでいく必要がある。</p> <p>参考：各財団法人が指定管理者として管理している公共施設 (財)宇治市文化センター：文化会館 (財)宇治市霊園公社：天ヶ瀬墓地公園、斎場 (財)宇治市福祉サービス公社：西小倉地域福祉センター、東宇治地域福祉センター、広野地域福祉センター (財)宇治市公園公社：植物公園、黄檗公園、西宇治公園、東山公園、巨椋ふれあい運動ひろば (財)宇治市野外活動センター：総合野外活動センター</p>	
取組内容	各財団法人に対し、現況把握や経営分析等、経営改善に向けた取り組みを促進させるよう指導を行う。	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成20年度の取組内容	各財団法人に対し、現況把握や経営分析等、経営改善に向けた取り組みを促進させるよう指導を行う。	

第 5 次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	公社経営改善	公社経営改善	公社経営改善	公社経営改善	公社経営改善
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

4.民間活力の活用

(1)民間委託等の推進

体系番号	4 - (1) -
項目番号	42
担当課	健康福祉部子育て支援室保育課

項目名	保育所の民営化	
現状と課題	<p>本市では平成15年9月に「今後の保育所運営について」と「当面の保育所民営化推進について」を策定し、効率的な保育所運営の推進と総合的な子育て支援施策の充実を図ることを目的として公立保育所の民営化を進めていくこととした。この中では中期的な展望として、平成22年度までに、公立保育所9園のうち数カ所の保育所の民営化を検討することとしている。</p> <p>この方針を踏まえ、平成16年4月に「保育所民営化第1次実施計画」を策定した。本計画に基づき、平成17年度から北小倉保育所が廃止され、北小倉こひつじ保育園が開設されることとなった。また、民営化に伴い節減された人員や財源を活用し、公立保育所の定員の拡大や子育て支援基幹センターの体制充実など子育て支援施策の充実を行った。</p> <p>平成18年11月には、「第1次公立保育所民営化の検証」を策定し、民営化を進めていく中で判明した市民・保護者等への周知方法や時期、民営化の条件や移管法人の選考に関する課題について検証を行っている。</p> <p>平成19年度には、新たな公立保育所の民営化に向けた実施計画となる「(仮)保育所民営化第2次実施計画」の策定に取り組んでおり、本計画に基づき、民営化に向けた取り組みを進めていく必要がある。</p>	
取組内容	<p>「(仮)保育所民営化第2次実施計画」を策定し、保育所の民営化に取り組むとともに、子育て支援策の充実を図る。</p>	
部門別計画等	計画名称	当面の保育所民営化推進について
	策定時期	平成15年9月
	計画期間	平成16年度～平成22年度
	計画概要	平成22年度までに数カ所の保育所の民営化を検討、民営化の実施にあたっては第1次、第2次と順次実施
平成20年度の取組内容	<p>「(仮)保育所民営化第2次実施計画」に基づき、民営化に向けた取り組みを進めていく。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	民営化推進	民営化推進	民営化推進	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

4.民間活力の活用

(1)民間委託等の推進

体系番号	4 - (1) -
項目番号	43
担当課	教育部学校教育課

項目名	学校給食調理業務の民間委託化	
現状と課題	<p>本市では小学校22校のうち、山間地にある笠取小学校及び笠取第二小学校の2校を除く20校において、自校方式による給食調理を行っている。各学校では、食数（児童・教職員数）に応じて、450食までは3人体制、700食までは4人体制、900食までは5人体制で調理員の配置を行ってきた。</p> <p>学校給食調理業務の民間委託については、平成12年度から導入されており、平成19年度では小学校20校のうち7校で実施されている。残る13校は給食調理員3人体制校が4校、4人体制校が7校、5人体制校が2校となっている。</p> <p>今後の民間委託を推進していくための方針として、平成19年度に「第2次学校給食調理民間委託の実施方針」を策定したので、今後は本方針に基づき学校給食調理民間委託を推進する。</p>	
取組内容	<p>「第2次学校給食調理民間委託の実施方針」に基づき、学校給食調理業務の民間委託化を推進する。</p>	
部門別計画等	<p>計画名称 策定時期 計画期間 計画概要</p>	<p>第2次学校給食調理民間委託の実施方針 平成19年11月 平成20年度～平成24年度 委託化を進め、職員の削減目標数を、最大平成27年度までの定年退職者予定数29名に設定</p>
平成20年度の取組内容	<p>大久保小学校(5人体制校)、北槇島小学校(4人体制校)、平盛小学校(3人体制校)の3校の学校給食調理業務を民間委託する。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	委託実施	委託実施	委託実施	委託実施	委託実施
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標	学校給食調理業務の委託学校数				
	選定理由	学校給食調理業務の委託化を目的としているため。				
	当初	3校	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
効果額	当初	47,520千円	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考	平成18年度人件費(7,760千円/人) - 委託料(5人体制校:14,500千円、4人体制校:13,000千円、3人体制校:11,500千円) - 栄養士人件費(2,200千円/人)				
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

4.民間活力の活用

(1) 民間委託等の推進

体系番号	4 - (1) -
項目番号	44
担当課	市民環境部環境政策室事業課

項目名	可燃ごみ収集・運搬業務の民間委託化	
現状と課題	<p>本市の清掃事業は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（缶・ビン・ペットボトル・発泡トレー等）、古紙類、乾電池、家電4品目、家庭用パソコン、溝土、死獣（犬猫等死骸）に分類して収集を行っている。これまで積極的に民間委託等を進めてきており、現在、直営で収集を行っているのは、可燃ごみ、乾電池（可燃ごみ収集時に回収）、缶、臨時ごみ、事業所ごみ、山間地ごみと一部の古紙類等となっている。直営で行っている収集体制は、可燃ごみを週2回、月・木の収集区域と火・金の収集区域に分け、塵芥車等30台の体制で行っている。また、水曜日については、缶や山間地のごみ収集などを行っている。</p> <p>現在直営で行っている可燃ごみの収集・運搬業務については、他市においても積極的に民間委託化が進められてきており、京都府内14市（京都市除く）の内12市で実施されてきている。本市においても、これまで委託化に向けた検討を重ねてきており、平成19年度には今後の民間委託化に向けた基本方針となる「今後の清掃事業について - 可燃ごみの収集・運搬業務の民間委託に向けて - 」を策定したところである。今後はこの基本方針に基づき、可燃ごみ収集・運搬業務の委託化に向けた取り組みを進めていく必要がある。</p> <p>また、委託化によって市民サービスの低下にならないように、民間受託事業者の技術水準の維持・向上の検証・指導が課題となってくる。</p>	
取組内容	<p>「今後の清掃事業について - 可燃ごみの収集・運搬業務の民間委託に向けて - 」に基づき、委託化を推進していくとともに、市民サービスの低下を招かないよう受託業者に対して適切に指導を行っていく。</p>	
部門別計画等	計画名称	今後の清掃事業について - 可燃ごみの収集・運搬業務の民間委託に向けて -
	策定期間	平成20年1月
	計画期間	平成20年度～平成29年度(第1次民間委託計画期間)
	計画概要	退職者等が3名になる毎に塵芥車1台分を委託する。3名に満たない場合は嘱託等の対応とする。
平成20年度の取組内容	塵芥車1台分について民間委託を実施する。	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	委託実施	委託実施	委託実施	委託実施	委託実施
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標	民間委託する塵芥車の台数				
	選定理由	民間委託が塵芥車単位で実施されるため。				
	当初	1台	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	当初	4,444千円	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考	平成18年度人件費3人分(8,091千円/人) + 車両経費(1,571千円/台) - 委託料(21,400千円/台)				
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

4.民間活力の活用

(1)民間委託等の推進

体系番号	4 - (1) -
項目番号	45
担当課	教育部生涯学習課

項目名	各種スポーツ教室・大会の委託化・補助事業化	
現状と課題	<p>宇治市教育委員会では、各種スポーツ教室やスポーツ大会の主催をしてきているが、各関係団体等の運営が軌道に乗った段階で、それぞれの教室や大会を委託化・補助事業化し、3年経過後からはそれぞれの団体の独自事業として運営されるよう育成・指導を行なっている。これまで、卓球、バドミントン、ソフトバレーボール、グラウンドゴルフ、オリエンテーリング等の教室・大会について委託化・補助金化を行ってきた。</p> <p>平成19年度では、ニュースポーツ教室、ニュースポーツ広場、ショートテニス大会、ファミリーバドミントン大会、市民駅伝競走大会、市民スポーツまつりの6事業を宇治市教育委員会で主催しているが、これらについても委託化、補助事業化していく必要がある。</p>	
取組内容	<p>宇治市教育委員会が主催しているスポーツ教室・大会について、関係団体等との調整を行ない、委託化、補助事業化を推進していくとともに、団体の自主性・自立性が高まるよう指導・助言を行う。</p>	
部門別計画等	計画名称	
	策定時期	
	計画期間	
	計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>関係団体と委託化、補助事業化の可能性、実施時期、実施手法などについて調整を行う。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	委託化・補助事業化調整	委託化・補助事業化実施	委託化・補助事業化実施	委託化・補助事業化実施	-
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標	委託化・補助事業化実施事業数				
	選定理由	委託化・補助事業化を本行革項目に掲げているため。				
	当初	-	1事業	1事業	1事業	-
	変更後					
	実績					
備考	今後、委託化・補助事業化の可能性のある教室・大会数を計上している。					
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

4.民間活力の活用

(1)民間委託等の推進

体系番号	4 - (1) -
項目番号	46
担当課	健康福祉部子育て支援室 こども福祉課

項目名	放課後児童健全育成事業の推進	
現状と課題	<p>近年、共働き家庭の増加や女性の社会進出等社会状況の変化に伴い、育成学級に対するニーズは高まっており、通級児童数は年々増加傾向にある。</p> <p>本市の育成学級は小学校1年生から4年生までを対象としており、山間地域にある笠取小学校、笠取第二小学校を除く20の小学校敷地内において、1,415名の児童を70名の指導員により保育を行っている。総定員1,505名には至っていないものの、個々の学級の状況を見ると、御蔵山、小倉育成学級において、平成19年12月現在合計17名の待機児童が発生している状況にある。また、保護者の就労を支援し子どもたちの放課後健全育成を担う育成学級の充実を図るため、平成19年度から開設時間を17時から18時30分までに延長して保育を実施している。</p> <p>また、保育園の卒園児等を対象として、児童の保育を実施している社会福祉法人もある。現在は、木幡地区にある「のぼり児童園」、小倉地区にある「南浦保育園」、槇島地区にある「いずみ保育園」、菟道地区にある「三室戸保育園」で実施されている。</p> <p>今後、公立の育成学級と民間で行われている保育等における、それぞれの課題やメリット・デメリットについて、情報交換、連携を深めていく中で、より良い子育て環境の整備に努めていく必要がある。</p>	
取組内容	育成学級での保育内容の充実・指導員の資質の向上を図っていくとともに、社会福祉法人等との連携について検討していく。	
部門別計画等	計画名称	宇治市児童育成計画・後期計画
	策定時期	平成17年3月
	計画期間	平成17年度～平成22年度
	計画概要	子どもと子育て家庭への支援施策を推進するための総合的指針。
平成20年度の取組内容	育成学級での保育内容の充実・指導員の資質の向上を図っていくとともに、社会福祉法人等との連携について検討していく。	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	研究	検討	方針決定	-	-
	変更後					
	実績					
	備考	社会福祉法人との連携について研究・検討・方針決定を行う。				
数値目標	指標					
	選定理由					
	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第 5 次行政改革実施計画

4.民間活力の活用

(1) 民間委託等の推進

体系番号	4 - (1) -
項目番号	47
担当課	政策室

項目名	各種団体等の事務局の移管	
現状と課題	<p>本市では、各種団体等の事務局を当該団体を所管する担当課に設置している場合があり、平成19年度現在、継続的に活動を行っている、市から補助金等を受けているなど一定の基準を満たしている団体で、事務局を担当課に設置しているものが7課、9団体にある。</p> <p>これまで、団体の設立経過や運営能力等を鑑み、団体育成の観点から事務局を設置してきたものと考えられるが、一つには、民間活力の活性化の視点、各種団体の自主性、自立性を確保する面から、もう一つには行政のスリム化の視点、真に行政職員が担うべき業務かどうか、税負担で取り組むべき内容かという面から、一定育成が進んだ団体については、当該団体へ事務局を移管していく必要がある。</p>	
取組内容	<p>団体の活動内容、団体予算に占める市からの補助金の割合、団体の事務処理能力などについて総合的に判断し、適当と認められる団体について移管に向けた調整を行う。</p>	
部門別計画等	計画名称 策定時期 計画期間 計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>団体の活動内容、市からの補助金の度合い、団体の事務処理能力などについて総合的に判断し、適当と認められる団体について移管に向けた調整を行う。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	調整	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考	平成21年度以降は、調整後に取組目標を決定する。				
数値目標	指標					
	選定理由					
	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

4.民間活力の活用

(2) 指定管理者制度等の拡充

体系番号	4 - (2) -
項目番号	48
担当課	政策室

項目名	指定管理者制度の拡充	
現状と課題	<p>本市では平成17年2月に「指定管理者制度導入のための指針」を策定し、本指針に基づき平成18年4月1日より、これまで管理委託制度をとっていた42の公共施設について指定管理者制度を導入した。</p> <p>指針においては、管理委託制度をとっていた施設以外（直営施設）についても、順次指定管理者制度に切り替えていくことが明記されていたため、平成18・19年度の2ヶ年にわたり公共施設運営検討委員会を設置し、699の施設について今後の管理運営のあり方について検討を行い、その結果を平成20年2月に報告書として取りまとめた。この中で管理運営形態を直営から指定管理者に変更するものや、指定管理者制度においても非公募から公募に切り替えるものなどについて意見が出されており、これらの意見を尊重し行政としての方針を決定していく必要がある。</p>	
取組内容	<p>公共施設運営検討委員会からの報告書を踏まえ、今後の施設管理の方法について方針決定を行うとともに、次期指定管理者選定時には方針に基づいた選定を行う。</p>	
部門別計画等	<p>計画名称 策定時期 計画期間 計画概要</p>	<p>指定管理者制度導入のための指針 平成17年2月 指定管理者導入に向けた基本的な考え方、選定等の基準</p>
平成20年度の取組内容	<p>公共施設運営検討委員会からの報告書を踏まえ、今後の施設管理の方法について方針決定を行うとともに、公募選定手続に向けた準備を進める。</p>	

第 5 次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	方針決定	指定管理者 選定手続	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
備考						
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

4.民間活力の活用

(2) 指定管理者制度等の拡充

体系番号	4 - (2) -
項目番号	49
担当課	政策室

項目名	PFIの活用検討	
現状と課題	<p>本市ではまだPFI*の導入事例はない。 これまでは他団体における事例研究に努めるとともに、仮想事例としていくつかの事業についての適用可能性を研究してきたが、具体的な検討には至っていないところである。 PFIについては、規模の大きな建設事業等においてその効果が発揮されるとともに、以降の管理運営においてもその効果が発揮されるものと考えられる。 ただし、その準備にはアドバイザー委託料等ある程度の経費が必要となるため、そのことを踏まえて検討することが必要であり、準備費用・建設費用・管理運営費用をトータルしたライフサイクルコストで既存手法との比較検討を行っていく必要がある。</p> <p>*PFI (Private Finance Initiative) とは、民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。</p>	
取組内容	<p>大規模な建設事業計画等において、構想段階での比較検討を行い、事業手法として適性が認められれば積極的な導入を図る。</p>	
部門別計画等	計画名称	
	策定時期	
	計画期間	
	計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>大規模な建設事業計画等において、構想段階での比較検討を行い、事業手法として適性が認められれば積極的な導入を図る。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

<div data-bbox="90 105 228 135">		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	検討	検討	検討	検討	検討
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

4.民間活力の活用

体系番号

4 - (3) -

第5次行政改革実施計画

(3) 市民・NPO等との協働

項目番号	50
担当課	市長公室広報課

項目名	パブリックコメントの活用促進	
現状と課題	<p>行政の意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図る観点などから、計画策定時などにパブリックコメント制度（市民意見提出手続き）を導入する自治体が増加している。</p> <p>本市においても平成16年度4件、平成17年度1件、平成18年度6件、平成19年度2件と部門別計画策定・改定時などにパブリックコメントを実施している。このように各部局においてパブリックコメントが一定定着の傾向にあるものの、どのような計画を対象に実施するのか、適切な募集期間や意見の反映・公表方法等などは、各部局の判断に委ねていた。</p> <p>このため、これらの基準を示すものとして、「(仮)パブリックコメント手続に関する指針」の策定に取り組んでいる。今後、パブリックコメントを実施する場合は、本方針に基づき、適切に実施していく必要がある。</p>	
取組内容	<p>「(仮)パブリックコメント手続に関する指針」を策定し、市民意見の提出機会を確保するとともに市民意見に対する市の説明責任を果たすことを通じ、市政への市民参画機会の拡充を図っていく。</p>	
部門別計画等	計画名称	
	策定時期	
	計画期間	
	計画概要	
平成20年度の取組内容	<p>「(仮)パブリックコメント手続に関する指針」を策定し、指針に基づいた適正な執行に努める。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	指針作成 パブリック コメント実施	パブリック コメント実施	パブリック コメント実施	パブリック コメント実施	パブリック コメント実施
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標					
	選定理由					
	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

第5次行政改革実施計画

4.民間活力の活用

(3) 市民・NPO等との協働

体系番号	4 - (3) -
項目番号	51
担当課	市民環境部文化自治振興課

項目	市民・NPO等と行政との協働の推進	
現状と課題	<p>少子・高齢社会の進展や環境問題の深刻化など社会経済情勢の急速な変化や人々の価値観、ライフスタイルの変化に伴い市民ニーズは益々複雑・多様化してきている。こうした中、公共が全ての行政サービスを担うことは困難であり、これからは市民・NPO等と行政のパートナーシップによるまちづくりが重要であると考えられる。</p> <p>このような状況を踏まえ、平成18年度に市民・NPO等との協働により実施している事業について全庁的に調査を行った。調査の結果、福祉分野での取り組みが最も多く60事業、次いで人権・教育の分野で35事業、文化・観光の分野で30事業などとなっており全体では168事業であった。また、その主な形態としては、委託型が56事業、共催・実行委員会型が53事業、補助・助成・公共財産貸与型が36事業となっており、委託型の内、公益法人を除く市民団体・NPOに委託しているものが31事業である。</p> <p>市民・NPO等の活動は総じて公益目的を有するものであり、行政サービスと共通する内容も多くある。これからも、様々な分野で市民・NPO等との協働による取り組みが増加してくると考えられるが、積極的に進めている部門がある一方、全庁的にはまだ市民・NPO等との関係構築を模索している状況にある。今後、更に様々な分野、形態で、協働による取り組み機会を創出していく必要がある。</p>	
取組内容	<p>「(仮)NPO等との協働指針」を策定し、市民・NPO等との協働の取り組みに対する職員の意識の醸成を図り、積極的に協働の機会を創出していく。</p>	
部門別計画等	<p>計画名称 策定時期 計画期間 計画概要</p>	<p>(仮)NPO等との協働指針 平成20年3月(予定) 協働の基本原則、方法、推進に向けての考え方等</p>
平成20年度の取組内容	<p>「(仮)NPO等との協働指針」の周知を図るとともに、NPO等との意見交換会の実施により協働の推進に努める。</p>	

第5次行政改革実施計画

《スケジュール》

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取組目標	当初	職員研修協働拡充	職員研修協働拡充	職員研修協働拡充	職員研修協働拡充	職員研修協働拡充
	変更後					
	実績					
	備考					
数値目標	指標	市民・NPO等との協働による委託型事業数(公益法人を除く)				
	選定理由	役割分担が明確な形での市民・NPO等との協働の進捗状況を見る客観的なデータであるため。				
	当初	33事業	35事業	37事業	39事業	41事業
	変更後					
	実績					
備考	平成18年度状況(31事業)から毎年度2事業ずつ増加させることを目標値とした。					
効果額	当初	-	-	-	-	-
	変更後					
	実績					
	備考					
達成率	当初対比					
	変更後対比					
	備考					

《行政改革進行管理委員会意見欄》

数値目標一覧

番	項目名	指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1	小中一貫教育の推進と学校規模適正化	上段:小中一貫教育研究グループ数 中段:小中一貫教育実施ユニット数 下段:小中一貫校実施校数	2グループ - -	2グループ 8ユニット -	2グループ 8ユニット -	1グループ 9ユニット -	- 9ユニット 一貫校1校
2	保育事業の充実	公立保育所・民間保育園所の4月1日現在の定員総数 ()内は定員増加数	3,126名 (50名)	3,166名 (40名)	3,206名 (40名)	3,246名 (40名)	3,286名 (40名)
3	就学前教育の検討		-	-	-	-	-
4	消防・救急・救助業務広域化の検討		-	-	-	-	-
5	窓口サービスの充実		-	-	-	-	-
6	電子自治体の推進	京都府・市町村共同開発システム事業で運用開始されたシステム本数	13本	-	9本	-	-
7	電子投票システムの研究		-	-	-	-	-
8	審議会等の公開	審議会等の公開実施率 (会議又は会議録の公開を実施する審議会等の数/公開が可能な審議会等の数)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
9	広報活動の充実		-	-	-	-	-
10	ホームページの充実	各課の情報登録件数(コンテンツ数)	480件	490件	500件	510件	520件
11	個人情報保護の徹底	個人情報保護をテーマにした職場会議の開催実施率(実施所属数/全所属数)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
12	人材育成の推進	研修受講者数	延べ1,650名	延べ1,650名	延べ1,650名	延べ1,650名	延べ1,650名
13	人事考課制度の充実		-	-	-	-	-
14	目標管理制度の充実		-	-	-	-	-
15	女性職員の積極的登用	管理監督者への女性職員の登用率 (係長級以上の女性職員数/係長以上の職員数)	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%以上	15.0%以上
16	組織・機構の見直し		-	-	-	-	-
17	審議会等の見直し		-	-	-	-	-
18	定員管理の適正化	定員減員数(新たな行政需要等による増員数は除く)	-	-	-	累計140名	-
19	給与の適正化		-	-	-	-	-
20	時間外勤務の抑制	時間外勤務時間数	137,000時間	137,000時間	137,000時間	137,000時間	137,000時間
21	振替・代休制度の活用促進	振替率(振替取得日数/週休日の出勤日数)	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
22	市税徴収率の向上	現年度分と滞納分を合わせた徴収率(収納額/調定額)	92.7%	92.8%	92.9%	93.0%	93.1%
23	各種料金収納率の向上(保育料)	現年度分と滞納分を合わせた収納率(収納額/調定額)	86.8%	86.9%	87.0%	87.1%	87.2%
23	各種料金収納率の向上(国民健康保険料)	現年度分と滞納分を合わせた収納率(収納額/調定額)	84.4%	84.4%	84.5%	84.5%	84.6%
23	各種料金収納率の向上(介護保険料)	現年度分と滞納分を合わせた収納率(収納額/調定額)	95.8%	95.8%	95.9%	95.9%	96.0%

数値目標一覧

番	項目名	指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
23	各種料金収納率の向上 (上下水道料金)	上段:上水道料金の現年度分と滞納分を合わせた収納率(収納額/調定額) 下段:下水道使用料の現年度分と滞納分を合わせた収納率(収納額/調定額)	97.8% 97.0%	97.9% 97.1%	97.9% 97.1%	98.0% 97.2%	98.0% 97.2%
24	公金収納窓口の見直し	市税徴収における口座振替利用率(口座振替件数/課税件数)	25.0%	26.0%	27.0%	28.0%	29.0%
25	使用料・手数料等の見直し	使用料・手数料等の見直し件数	0件	-	-	-	-
26	遊休市有地の有効活用		-	-	-	-	-
27	有料広告事業等の推進	広告媒体の数	2媒体	2媒体	4媒体	4媒体	4媒体
28	公会計改革への対応	財務諸表数	2表	4表	4表	4表	4表
29	新政策評価システムの構築		-	-	-	-	-
30	補助金等の見直し	補助金等の廃止件数	1件	-	-	-	-
31	下水道事業の水洗化普及促進	戸数水洗化率(水洗化戸数/処理区域内戸数)	84.9%	85.1%	85.3%	85.5%	85.7%
32	各種申請書類の簡素・合理化	上段:文面の見直し件数 下段:記載事項の見直し件数	180件 116件	40件 100件	-	-	-
33	庁内事務文書の簡素・合理化		-	-	-	-	-
34	職員応援体制の活用促進		-	-	-	-	-
35	ごみ減量化の推進	一人当たりごみ排出量(年間ごみ排出総量/住民基本台帳人口)	563.03g	558.41g	553.79g	553.79g	553.79g
36	集会所再生プランの策定		-	-	-	-	-
37	公共工事コストの縮減		-	-	-	-	-
38	入札制度の適正化		-	-	-	-	-
39	入札・契約のIT化の推進		-	-	-	-	-
40	土地開発公社の経営健全化		-	-	-	-	-
41	公社等の経営健全化		-	-	-	-	-
42	保育所の民営化		-	-	-	-	-
43	学校給食調理業務の民間委託化	学校給食調理業務の委託学校数	3校	-	-	-	-
44	可燃ごみ収集・運搬業務の民間委託化	民間委託する塵芥車の台数	1台	-	-	-	-
45	各種スポーツ教室・大会の委託化・補助事業化	委託化・補助事業化実施事業数	-	1事業	1事業	1事業	-
46	放課後児童健全育成事業の推進		-	-	-	-	-
47	各種団体等の事務局の移管		-	-	-	-	-
48	指定管理者制度の拡充		-	-	-	-	-
49	PFIの活用検討		-	-	-	-	-
50	パブリックコメントの活用促進		-	-	-	-	-
51	市民・NPO等と行政との協働の推進	市民・NPO等との協働による委託型事業数(公益法人を除く)	33事業	35事業	37事業	39事業	41事業

効果額一覧

番	項目名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1	小中一貫教育の推進と学校規模適正化	-	-	-	-	-
2	保育事業の充実	-	-	-	-	-
3	就学前教育の検討	-	-	-	-	-
4	消防・救急・救助業務広域化の検討	-	-	-	-	-
5	窓口サービスの充実	-	-	-	-	-
6	電子自治体の推進	-	-	-	-	-
7	電子投票システムの研究	-	-	-	-	-
8	審議会等の公開	-	-	-	-	-
9	広報活動の充実	-	-	-	-	-
10	ホームページの充実	-	-	-	-	-
11	個人情報保護の徹底	-	-	-	-	-
12	人材育成の推進	-	-	-	-	-
13	人事考課制度の充実	-	-	-	-	-
14	目標管理制度の充実	-	-	-	-	-
15	女性職員の積極的登用	-	-	-	-	-
16	組織・機構の見直し	-	-	-	-	-
17	審議会等の見直し	-	-	-	-	-
18	定員管理の適正化	-	-	-	-	-
19	給与の適正化	81,000千円	-	-	-	-
20	時間外勤務の抑制	-	-	-	-	-
21	振替・代休制度の活用促進	-	-	-	-	-
22	市税徴収率の向上	-	-	-	-	-
23	各種料金収納率の向上(保育料)	-	-	-	-	-
23	各種料金収納率の向上(国民健康保険料)	-	-	-	-	-
23	各種料金収納率の向上(介護保険料)	-	-	-	-	-
23	各種料金収納率の向上(上下水道料金)	-	-	-	-	-
24	公金収納窓口の見直し	-	-	-	-	-
25	使用料・手数料等の見直し	-	-	-	-	-
26	遊休市有地の有効活用	-	-	-	-	-
27	有料広告事業等の推進	890千円	890千円	1,890千円	1,890千円	1,890千円
28	公会計改革への対応	-	-	-	-	-
29	新政策評価システムの構築	-	-	-	-	-
30	補助金等の見直し	1,000千円	-	-	-	-
31	下水道事業の水洗化普及促進	-	-	-	-	-
32	各種申請書類の簡素・合理化	-	-	-	-	-
33	庁内事務文書の簡素・合理化	-	-	-	-	-
34	職員応援体制の活用促進	-	-	-	-	-
35	ごみ減量化の推進	-	-	-	-	-
36	集会所再生プランの策定	-	-	-	-	-
37	公共工事コストの縮減	-	-	-	-	-
38	入札制度の適正化	-	-	-	-	-
39	入札・契約のIT化の推進	-	-	-	-	-
40	土地開発公社の経営健全化	-	-	-	-	-
41	公社等の経営健全化	-	-	-	-	-
42	保育所の民営化	-	-	-	-	-
43	学校給食調理業務の民間委託化	47,520千円	-	-	-	-
44	可燃ごみ収集・運搬業務の民間委託化	4,444千円	-	-	-	-
45	各種スポーツ教室・大会の委託化・補助事業化	-	-	-	-	-
46	放課後児童健全育成事業の推進	-	-	-	-	-
47	各種団体等の事務局の移管	-	-	-	-	-
48	指定管理者制度の拡充	-	-	-	-	-
49	PFIの活用検討	-	-	-	-	-
50	パブリックコメントの活用促進	-	-	-	-	-
51	市民・NPO等と行政との協働の推進	-	-	-	-	-
	効果額(単純合計)	134,854千円	890千円	1,890千円	1,890千円	1,890千円
	効果額合計(前年度までの改革による影響額含む)	134,854千円	134,854千円	134,854千円	134,854千円	134,854千円

効果額一覧

番	項目名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	効果額累計	134,854千円	269,708千円	405,562千円	541,416千円	677,270千円
	有料広告	890	890	1,890	1,890	1,890
	給与見直し	81,000				
	補助金	1,000				
	給食委託	47,520				
	可燃ごみ委託	4,444				
	後年度にも影響する額	133,964	0	0	0	0
	効果額(単純合計)	134,854	890	1,890	1,890	1,890
	20年度		133,964	133,964	133,964	133,964
	21年度			0	0	0
	22年度				0	0
	23年度					0
	24年度					
	効果額合計(前年度までの改革による影響額含む)	134,854	134,854	135,854	135,854	135,854
	効果額累計	134,854	269,708	405,562	541,416	677,270
	効果額(単純合計)	134,854	890	1,890	1,890	1,890
	効果額合計(前年度までの改革による影響額含む)	134,854	134,854	135,854	135,854	135,854
	効果額累計	134,854	269,708	405,562	541,416	677,270
	効果額(単純合計)	134,854千円	890千円	1,890千円	1,890千円	1,890千円
	効果額合計(前年度までの改革による影響額含む)	134,854千円	134,854千円	134,854千円	134,854千円	134,854千円
	効果額累計	134,854千円	269,708千円	405,562千円	541,416千円	677,270千円